

令和5事業年度

JAにったみどりの経営概況

発行 令和 6 年 6 月

新田みどり農業協同組合

〒379-2313

群馬県みどり市笠懸町235番地2

TEL 0277-30-8511

FAX 0277-30-8611

目 次

ごあいさつ	1
1. 経営理念	1
2. 経営方針	1
3. 経営管理体制	2
4. 事業の概況（令和5事業年度）	2
5. 農業振興活動	3
6. 地域貢献情報	3
7. リスク管理の体制	5
（1）リスク管理の基本方針	5
（2）リスク管理体制の内容	5
（3）監査体制	6
8. 法令遵守（コンプライアンス）の体制	8
（1）基本方針	8
（2）法令遵守の体制	8
9. 金融ADR制度への対応	9
10. 自己資本の状況	9
11. 主な事業の内容	10
【経営資料】	
I 決算の状況	19
1. 貸借対照表	19
2. 損益計算書	20
3. 注記表	21
4. 剰余金処分計算書	45
5. 部門別損益計算書	46
6. 財務諸表の正確性等にかかる確認	47
7. 会計監査人の監査	47
II 損益の状況	48
1. 最近5事業年度の主要な経営指標	48
2. 利益総括表	48
3. 資金運用収支の内訳	49
4. 受取・支払利息の増減額	49
III 事業の概況	
1. 信用事業	50
（1）貯金に関する指標	50
①科目別貯金平均残高	50
②定期貯金残高	50
（2）貸出金等に関する指標	50
①科目別貸出金平均残高	50
②貸出金の金利条件別内訳残高	50
③貸出金の担保別内訳残高	51
④債務保証見返額の担保別内訳残高	51
⑤貸出金の使途別内訳残高	51
⑥貸出金の業種別残高	51
⑦主要な農業関係の貸出金残高	52
⑧農協法に基づく開示債権の残高および金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全残高	53
⑨元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況	54
⑩貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	54
⑪貸出金償却の額	54
（3）内国為替取扱実績	54

（４）有価証券に関する指標	55
①種類別有価証券平均残高	55
②商品有価証券種類別平均残高	55
③有価証券残存期間別残高	55
（５）有価証券の時価情報等	55
①有価証券の時価情報等	55
②金銭の信託の時価情報等	55
③デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引	55
（６）預かり資産の状況	55
２．共済取扱実績	
（１）長期共済新契約高・長期共済保有高	56
（２）医療系共済の共済金額保有高	56
（３）介護系その他の共済の共済金額保有高	57
（４）年金共済の年金保有高	57
（５）短期共済新契約高	57
３．農業・生活その他事業取扱実績	
（１）購買事業取扱実績	58
①買取購買品	58
（２）販売事業取扱実績	59
①受託販売品	59
（３）保管事業取扱実績	59
（４）加工事業取扱実績	59
（５）利用事業取扱実績	60
（６）指導事業収支内訳	60
IV 経営諸指標	
１．利益率	61
２．貯貸率・貯証率	61
V 自己資本の充実の状況	
１．自己資本の構成に関する事項	62
２．自己資本の充実度に関する事項	64
３．信用リスクに関する事項	67
４．信用リスク削減手法に関する事項	71
５．派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	71
６．証券化エクスポージャーに関する事項	71
７．出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	72
８．リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	73
９．金利リスクに関する事項	74
【JAの概要】	
１．組織機構図	76
２．役員一覧	77
３．会計監査人の名称	77
４．組合員数	77
５．組合員組織	78
６．特定信用事業代理業者の状況	78
７．地区一覧	78
８．店舗一覧	79
９．沿革・歩み	80

ごあいさつ

平素よりＪＡ事業に対し特段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和５年度を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症は５類に移行となったものの収束は見えず、ロシアのウクライナ侵攻は、２年以上が経過した今も収まらない状況です。国内においては、豚熱や鳥インフルエンザが所々で発生し、１月に能登地方で震災が発生するなど、年間を通して自然災害に悩まされ、農業生産や、私たちの生活は安定しない日々が続いています。農業生産においては、肥料、資材、燃料価格の高止まり、飼料価格の値上げの他、生活物資も値上がりが続いておりますが、農畜産物の価格は安値で推移し、農家経営は以前に増し厳しい環境下にあります。

このような中、当ＪＡでは中期計画で策定した持続可能な経営基盤の確立と強化に基づき、関連補助事業や関連融資に対して積極的な周知と活用を促すほか、高騰する農業生産資材に対しては、関係機関と連携した中で、行政機関に対し、肥料、営農用燃料、飼料など、農業経営に係る経費への助成を要請し、農業生産維持のための対策を行って参りました。

畜産防疫においては、県内でも度重なり発生している家畜伝染病に対し、ＪＡグループの一員として、全面的に防疫作業への協力、農畜産物の販売においては、価格転嫁が厳しい中、市場調査や巡回を行い、積極的にＰＲ活動を展開し、有利販売を図って参りました。

農家経営、ＪＡを取り巻く環境は年々厳しさを増しておりますが、「不断の自己改革」と「中期計画」に基づき、経営基盤強化に全力で取り組み、組合員、利用者、地域になくしてはならないＪＡであり続けるため、役職員一丸となって努力してまいります。

今後とも組合員、利用者、地域の皆様には変わらぬご理解とご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

１．経営理念

- ① 「安心・安全・信頼」をモットーに、常に良質な農畜産物を提供します。
- ② 利用者の満足度を常に意識し、ＪＡ事業を通じて地域社会に貢献します。
- ③ 組合員の負託に応える透明性・健全性の高いＪＡ運営を行います。

２．経営方針

- １．組合員の所得増大と農業生産の拡大を図り、持続可能な農業の実現に努める。
- ２．農業・ＪＡの理解対策を図り、地域の活性化に努める。
- ３．組合員の意向を把握し、事業運営に反映させることに努める。
- ４．経営基盤強化のため、施設や事業の再編整備に取り組む。
- ５．自己研鑽による能力向上を図り、不祥事未然防止と健全経営に取り組む。

３．経営管理体制

当ＪＡは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行なっています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行なっています。

組合の業務執行を行なう理事には、組合員の各層の意思反映を行なうため、青年部や女性部などから理事の登用を行なっています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化をはかっています。

また、農協法の理事構成要件の改正を踏まえ、業務執行体制を見直し、地域農業の担い手や実践的な能力を有する者も登用拡大に向けて取り組みます。

4. 事業の概況（令和5事業年度）

①指導事業

生産振興対策では、関係指導機関と連携を図り、病虫害防除講習会を始め、栽培講習会や現地研修会などを実施し、生産性向上に取り組みました。また、GAP手法を取り入れた出向く営農を実践し、残留農薬自主検査や生産履歴記帳と農薬適正使用の徹底指導を行いました。

営農指導事業に於いては、JA簿記システムを活用した農業青色申告会員への申告指導や派遣税理士による確定申告、また、肥料・飼料・燃油等の高騰による各補助金の対応を行いました。

畜産事業ではCSF（豚熱）や鳥インフルエンザ等の疾病について関係機関と連携し、情報提供や防疫の徹底強化、支援に取り組みました。

②信用事業

大口先やローン取引先に年金やネットバンク、定期貯金等を推進し、利用者のメイン化に取り組みましたが、長引く新型コロナウイルス感染症や円安による物価高の影響から、個人貯金残高は前年度末対比で約8千万円減少となりました。

一方で、法人等の貯金は増加となり、貯金残高全体では前年度末対比で約39億円増加し、年度末で2,100億円となりました。

貸出金では、農業融資や住宅ローン等の各種ローン、地方公共団体への融資に取り組んだ結果、貸出金残高が前年度末対比で約14億円増加し、年度末で299億円となりました。

また、内部管理体制等の強化については、全支店の巡回により実施指導を行うと共に不備等を取り纏め全支店で共有し管理体制の強化に取り組みました。

③共済事業

JA共済の使命である組合員・利用者の皆様に「安心」と「満足」をお届けするため、3Q訪問活動と3Qコールを実践し、JAらしく「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供を続けるとともに、更なる利便性の向上を目指して、「Webマイページ」の登録促進を進め、年度末現在で2,452名の方の登録を頂きました。

普及推進活動では、推進総合目標の達成はできませんでしたが、短期共済部門では、経営基盤強化策としても取り組んだ「自動車共済お見積りキャンペーン」を活用して、自動車共済新規契約獲得を目指した活動を、年間を通して展開した結果、自動車共済につきましては、年間目標を達成することができました。

コンプライアンス態勢の強化としては、共済の専門的な業務経験のない職員に対する推進資格者研修を実施し、職員の共済全般に関わる知識やコンプライアンス意識の向上を図るとともに、近年、多くみられる高齢者を契約者とする際の親族同席を基本とする高齢者対応にも取り組みました。また、各種手続きのペーパーレス化及びキャッシュレス手続きの徹底を行い、保全活動においてもコンプライアンスの遵守を図りました。

④購買事業

生産資材は、農業資材価格高止まりの中で、出向く活動による組合員への情報提供並びに予約注文の推進強化に取り組みました。

大型規格農薬の推進による価格対応と土壌診断に基づく適正施肥を呼びかけ、セルフブレンドによる低コスト施肥プランの提案を実施し、天敵農薬などを使用した減農薬の推奨を行いました。

また、肥料価格高騰対策事業・燃油対策事業に取り組み、補助金申請支援を行うとともに、持続可能な型農業の一環として、廃塩化ビニール・廃ポリ・土壌消毒剤の空缶・廃農業資材・廃棄農薬の回収、人形供養祭を行い、地域の環境保全に貢献しました。

農業機械は、全農ぐんまとの一体化事業として、農繁期対応や共同購入トラクター・コンバインの機械推進並びに格納点検等に取り組み、組合員へ「安心と信頼」を届ける事業を展開しました。

生活資材は、安心して過ごせる住宅環境整備に取り組み、リフォーム事業・シロアリ防除事業等の推進活動やLPG事業の設備改善を行いました。

葬儀葬祭は、利用者の要望に応えられるよう、葬家・参列者のご協力も頂き、感染防止対策を行いながら、信頼されるサービスの提供を行いました。

⑤販売事業

夏の猛暑や干ばつ等の天候不順に悩まされ、上期から初秋まで出荷量が低迷しましたが、コロナウイルス感染症5類移行などから、人々の動きも活発になり、外食需要等も増え、価格は堅調に販売できました。

冬季においては天候も安定し、前進出荷傾向になり、全国的に豊作傾向で価格が低迷をした販売になりました。

そのような情勢の中、消費宣伝活動では、重点市場との情勢調査の実施や、行政や関係機関と連携した農産物の即売会、輸出事業の取り組み、学校に対しての農産物のPRを行いました。

また、GAP手法を取り入れた生産管理の啓蒙活動や、各種経営安定対策事業に組み込み、安心・安全な農産物提供を行いました。

⑥保管事業

倉庫の集約保管の改善を行い、コスト削減を行いました。

⑦加工事業

加工事業については、長年に渡りパッケージセンターでやまといもの真空パック作業を行い、消費宣伝や契約取引強化を図りながら市場出荷してきました。

しかし、ここ数年、高齢化による生産者の減少や販売価格低迷による出荷量の減少、経費の増加など厳しい状況が続き、回復の見込みが立たない為、令和5年11月末をもってパッケージセンターを廃止しました。

⑧利用事業

カントリーエレベーターでは、利用率向上と利用者の労働力やコスト削減を図るとともに、光選別機の有効利用による品質の高位平準化に取り組みました。

水稻育苗施設・種子センターでは、関係機関と連携し、栽培指導を受け、優良苗・種子の生産と安定供給を行いました。

また、トラクターを有効活用し、受託作業（耕運・草刈作業）を実施し、耕作放棄地の解消と耕作可能な農地回復を行いました。

5. 農業振興活動

① 農業者所得増大・農業生産の拡大に関する事項

予約注文の推進とあわせて大型規格や推奨商品の使用による経費削減を提案し、供給価格の低減を図りました。

販売については安定事業の充実拡大と卸売市場との連携を深め流通動向に対応した直販事業に組み込み、販売先の確保・流通コストの低減に努めました。

② 安心・安全な農産物生産に関する事項

残留農薬の自主検査や、出荷者への農薬適正使用及び栽培日誌の記帳、生産履歴管理システムによる記帳確認に組み込み、安全な農産物の供給に努めました。

③ 担い手・新規就農者への支援に関する事項

営農指導や営農資金など関係機関と連携して担い手・新規就農者への支援に組み込みました。

④ 地産地消、食育への取り組みに関する事項

行政や関係機関と共同企画の連携を図り、農産物PR活動や、学校・病院に対し農業の理解対策を展開しました。

⑤ 地域密着型金融への取り組みに関する事項

農業近代化資金や緊急対策資金などで、農業者の経営を支援してまいりました。

6. 地域貢献情報

（1）社会貢献活動

地域環境問題の取り組みとして、廃棄ビニール・廃棄ポリ・土壌消毒剤の空缶回収を行い地域の環境保全に貢献しました。

（2）地域貢献活動

① 地域貢献の全般に関する事項

当組合はみどり市、桐生市、太田市、伊勢崎市境平塚を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当組合の資金は、その大半が組合員の皆様などからお預りした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当組合では、資金を必要とする組合員の皆様方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当組合は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業展開をしています。

また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく地域の協同組合として農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

② 文化的・社会的貢献に関する事項

○広報誌の発行

広報誌「新緑」を発行

③ 行政との地域活性化包括連携協定等の締結

みどり市並びに桐生市と、相互に緊密に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、当該市内における地域の一層の活性化及び市民サービスの向上に資することを目的として、以下のとおり協定を締結しています。

○ みどり市との地域活性化包括連携協定	平成25年8月23日	締結
○ 桐生市との地域活性化包括連携協定	平成25年10月2日	締結
○ 桐生市との災害時における物資の供給協力に関する協定	平成25年12月24日	締結

④ 事業継続計画（BCP）の策定

大規模災害等が発生した場合においても、人命保護を最優先に行動し、被害を最小限に抑えつつ、関係機関と協力し、継続すべき業務を可能な限り継続及び早期での復旧を行うことで社会的責任を果たすことを可能にするため、以下のことを事業継続における基本方針として定めております。

1. 人命保護を最優先し、被害を最小化するよう努めます

当組合は、災害時において組合員、地域住民、役職員の安全を最優先に行動し、災害による二次的な被害が拡大しないよう、最大限の努力を行います。

2. 日ごろからの備蓄の確保や訓練を徹底し、事前の備えに努めます

当組合は、災害時に必要な設備、物資を備え、役職員が適切に行動するために権限を明確にし、組合の定める事業継続計画に則って行動できるよう訓練や周知を徹底します。

3. 災害時に重要な業務を継続し、社会的責任を果たすよう努めます

当組合は、災害時における社会的責任を果たすため、多様な利害関係者と連携し、災害時にも継続すべき業務を遂行するよう事業継続計画を定めます。

7. リスク管理の体制

1. 趣旨

この方針は、当組合の業務運営にかかるリスク管理について、基本的な考え方、管理を要するリスクの特定、リスク管理の体制について定めるものである。当組合の経営において、健全性維持や安定的な収益確保のために適切なリスク管理を行うことは、最重要課題のひとつであり、役職員はこの方針の趣旨および考え方に従いリスク管理を行う。

2. 基本的な考え方

(1) リスクの定義

当組合におけるリスクとは、『経営に負の影響（何らかの損失）を与える事象が発生する可能性や、発生した場合の影響度』をいう。当組合は、組合員への貢献を目的に、安定的な収益を確保するため不確実性を内包した信用・共済・経済事業など、様々な業務を行う必要があり、リスクを管理することは当組合にとっての本来業務である。

(2) リスク特性等

当組合は、信用、共済、経済事業を一体で担う総合事業を営む金融機関としての性格を有しており、金融機関としてのリスクのほか、経済事業に伴う投資・在庫リスク等を抱えている。

なお、経済事業等の事業リスク等については、リスク量の計測手法等が確立されておらず、その妥当性の検証が困難であることから、事業リスクについてはリスク量の計測手法とはせず、事業計画の進捗管理を通じたPDCAサイクルの実践の中でリスク管理を行うこととする。

(3) リスク管理の目的

当組合においてリスクが顕在化し、その影響度合いが許容水準に照らして過大な場合には、経営が不安定となり、農業振興と地域社会に貢献するという使命・役割を果たすことが困難な状態となる。当組合の経営にとって最も重要な課題は、こうした事態に陥らないよう健全性を維持し、安定的な収益を確保するためにリスクを適切に管理していくことであり、当組合におけるリスク管理とは、『経営方針や事業計画の達成に向けて行う業務から生ずるリスクを、当組合として許容できるレベルまで調整し、そのために必要な施策を行うこと』である。

(4) 管理対象リスク

当組合において管理するリスクとその定義は次のとおりとする。

① 信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいう。

② 市場リスク

市場リスクとは、金利の変動により保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク（金利リスク）、ならびに有価証券等の価格および為替等の変動により、保有する資産の価値が変動し損失を被るリスク（価格変動リスク）をいう。

③ 流動性リスク

流動性リスクとは、財務内容の悪化等により必要資金の確保が困難になり、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされるリスク（資金繰りリスク）、ならびに市場の混乱等により市場において取引が困難になり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）をいう。

④ オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、役職員が関係法令・定款・業務方法書・事務規程・要領等に定められたとおりの事務処理を行うことを怠ること、あるいは事故・不正等を起こすことにより、当組合が損失を被るリスクをいう。

⑤ 事業リスク

事業リスクとは、当初設定した事業計画の達成が困難で、各事業部門の利益目標が達成されない場合に損失を被るリスクをいう。

3. リスク管理体制の内容

(1) 理事会

理事会は、この方針に基づき管理対象リスクが適切に管理されているかの検証を定期的に行うとともに、リスク管理委員会からのリスク情報に基づき、各種リスクを適時適切に把握し、それをふまえたリスク管理方針を審議・決定する。

(2) リスク管理委員会（常勤理事会）

J A経営に内包するすべてのリスクを総合的に管理し、対応策を検討するため、リスク管理委員会を設置する。この委員会は、常勤役員・総務部長（委員長は組合長とし、必要に応じて関係部門長を招集することができる。）で構成し、リスク管理方針の変更を行う場合、組合のリスク管理において急を要する事象が発生した場合に開催する。

(3) A L M委員会

理事会等のもとに、金利リスク、流動性リスク、その他のリスクを管理・評価し理事会等へ報告・提案するA L M委員会を設置する。A L M委員会の構成、協議事項、運営手続等は、別に定める設置要領による。

(4) コンプライアンス委員会

理事会等のもとに、オペレーショナル・リスクを管理・評価し理事会等へ報告・提案するコンプライアンス委員会を設置する。コンプライアンス委員会の構成、協議事項、運営手続等は、別に定める運営要領による。

(5) 融資審査会・債権管理委員会

理事会等のもとに、信用リスクを管理・評価し理事会等へ報告・提案する融資審査会・債権管理委員会を設置する。融資審査会および債権管理委員会の構成、協議事項、運営手続き等は別に定める設置要領による。

(6) 経営会議

理事会等のもとに、事業リスクを管理・評価し理事会等へ報告・提案する経営会議を設置する。経営会議の構成、協議事項、運営手続き等は別に定める設置要領による。

(7) リスク統括部署

管理対象リスクごとに以下のとおりリスク統括部署を設け、事務局として前述の委員会を開催し、各種リスクの実態と当該リスクの評価・分析と対応先の協議を行う。

管理対象リスク	統括部署	協議検討機関
信用リスク	総務部	融資審査会・債権管理委員会
金利リスク	総務部	A L M委員会
流動性リスク	総務部	A L M委員会
オペレーショナル・リスク	総務部	コンプライアンス委員会
事業リスク	総務部	経営会議

(8) 監事会

監事会は、経営に内在するリスクを把握するとともに、リスク管理態勢の整備状況および的確なリスク管理に基づく業務運営の実施状況等について監査する。

(9) 内部監査部署

当組合全体のリスク管理の運営状況を把握し、リスク管理の実施状況と妥当性を検証するとともに改善等の勧告を行う部門として監査室を位置づける。

4. 報告体制

リスク情報の報告体制、手順は以下のとおりとする。

- ① 本店各部署は、所管する事業に内在する全てのリスク情報を定期的にリスク管理統括部署に報告することとする。ただし、経営に重大な影響を与えると認められるリスクが顕在化または顕在化しそうな場合は、直ちにリスク管理統括部署へ報告する。
- ② リスク管理統括部署は評価・分析を行い、定期的に協議検討機関へ報告する。
- ③ 協議検討機関は、協議結果を含めて必要に応じ、理事会および監事会へ報告する。

5. 業務の適正を確保するための体制

当組合では、法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営の確保により、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めています。

内部統制システム基本方針

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④ 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度（ヘルプライン）を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。

〈運用状況について〉

役職員の行動規範、コンプライアンス規程を定め、定期的な研修会の開催を通じて役職員に周知し、コンプライアンス意識の向上に努めている。また、自主検査、内部監査の実施、ヘルプラインの設置・運営が適切に行われ、法令違反や不正行為、内部統制上の不備の早期発見に努めるとともに、重要な不備等は理事会に報告されている。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。

〈運用状況について〉

情報セキュリティに係る基本方針、個人情報保護方針及び文書管理規程に基づき、重要情報を適切に管理している。また、情報セキュリティ委員会において重要情報の管理状況等、運用状況を確認するとともに、重要性に応じたリスク対応を図っている。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

〈運用状況について〉

リスク管理方針を策定し、組合をとりまくリスクの把握に努めるとともに、理事会及びALM委員会で定期的に協議・検討を行っている。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

〈運用状況について〉

業務分掌により役職員の所管業務を明らかにするとともに、諸規程に基づく職務執行を行っている。また、中期経営計画及び事業計画を策定し、その進捗状況を定期的に理事会に報告している。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

〈運用状況について〉

理事と監事は、業務の運営や課題等について、定期的に協議を行っている。また、内部監査部署に対しては、内部監査結果等の報告を通じて、監事との十分な連携を図るよう指示し、監事監査の実効性確保に努めている。

6. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

〈運用状況について〉

経理規程を設定し、適切な会計処理及び会計上の見積りを行うとともに、適時・適切な財務報告のため、人員体制の整備及び人材育成に努めている。また、財務諸表の正確性については、現業部署・決算担当部署・内部監査担当部署が確認し、法令に基づく開示を行っている。

8. 法令遵守（コンプライアンス）の体制

（1）基本方針

① 目的

この「コンプライアンス基本方針」（以下「基本方針」という）は、当組合の社会的責任や公共的使命を認識し、自己責任原則のもと健全性・透明性の高い経営を行っていくために制定した「倫理憲章」に基づき、コンプライアンス態勢の確立を図ることを目的とする。

② 位置づけ

この基本方針は、コンプライアンスに対する基本的考え方、体制の整備、対象となる法令や社会的規範、監督規制さらに、違法行為を発見した場合の対処方法などを定める内部規定とする。

③ 制定等

ア. この基本方針の制定・改廃にあたっては、理事会の議決をもって行うとともに、役職員に理解され、遵守されるように、その経緯や内容等について周知徹底を図る。

イ. この基本方針に定めるもののほかは、倫理憲章及びその他内部規定に定めるところによる

（2）法令遵守の体制

○ 理事・監事の役割

① 理事の役割

ア. 理事、特に常勤理事は、総会等の議決事項を受けて、日常業務を通じて忠実に業務執行することを職務としており、経営責任を問われる立場にある。

イ. したがって、社会的規範や法令等の趣旨に照らして、自らの行為を律することは無論のこと、組合全体のコンプライアンスを統括していくことが重要な責務となる。

ウ. 理事は、理事会を構成しその果たすべき義務として、理事会における組合の業務執行を決し、業務執行理事を監督しなければならない。

② 監事の役割

ア. 監事は、理事の行動を監督・監査していくことを職務としており、主として監督責任が問われる立場にある。

イ. したがって、自らの行為を律することは無論のこと、日常業務を通じて問題行為等の発生を未然に防止することが重要な責務となる。

○ 内部管理体制の整備

① コンプライアンス委員会の設置

コンプライアンス態勢の確立に向けた諸施策や経営に影響するような重要な問題行為など、コンプライアンスを推進・チェックする機関として、「コンプライアンス委員会」を設置する。

② コンプライアンス統括部署及びコンプライアンス・オフィサー（統括管理者）の設置

コンプライアンス・プログラムの策定（見直しを含む。）および研修計画等の企画・進捗管理、事故発生への対応・未然防止策の検討、その他訴訟案件やコンプライアンス・プログラムを効果的に実践するため、コンプライアンスに関する問題を一元的に管理・統括する部署を設置するとともに、コンプライアンス・オフィサー（統括管理者）を置く。

③ コンプライアンス担当者の設置

日常業務における法令等の遵守状況のチェック、研修・啓発活動の実施、行為規範等への職員の理解度のチェック、コンプライアンスに関する職員からの相談等の対応、問題事例等の統括部署への報告等の役割を担う担当者を設置する。

④ 内部監査との連携

違法行為等を発生させないためには、内部監査による検証が欠かせないことから、コンプライアンス統括部署と内部監査担当部署との連携を図るものとする

9. 金融ADR制度への対応

(1) 金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口は以下のとおりです。

受付窓口	電話番号	受付窓口	電話番号
本店金融部	0277-76-2511	黒保根東支店	0277-96-2121
笠懸支店	0277-76-2511	生品支店	0276-57-1015
新里支店	0277-74-8321	綿打支店	0276-57-1043
桐生支店	0277-46-2111	南支店	0276-56-1013
大間々支店	0277-72-2323		

※受付時間：午前9時～午後5時（休業日を除く）

② 紛争解決措置

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

群馬県弁護士会紛争解決センター（電話：027-234-9321）

①の窓口又は（一社）JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）にお申し出ください。

なお、群馬弁護士会に直接、紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠償保険・共済紛争処理機構

<http://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<http://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧いただくか、①の窓口にお問い合わせください。

10. 自己資本の状況

□自己資本比率の状況

当組合では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和4年度末における自己資本比率は、15.10%となりました。

11. 主な事業の内容

□ 信用事業

信用事業は、貯金、融資、為替などの金融サービスの提供を行っています。

信用事業における一層の「便利」と「安心」をお届けするため、J A・農林中金が連携し、グループ全体のネットワークと総合力を生かし、「J Aバンク」というひとつの金融機関として大きな力を発揮しています。

● 貯金業務

組合員はもちろん地域住民のみなさまからの貯金をお預かりしています。

普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただけます。

みなさまにご利用いただける主な貯金取引は次のとおりです。

貯金商品（主なもの）

（令和6年4月1日現在）

種 類	内 容 ・ 特 徴	期 間	預入金額・単位等
総 合 口 座	①普通貯金に定期貯金をセットすることで、自動融資機能を持たせた大変便利な貯金口座です。 ②「受け取る・支払う・貯める・借りる」という機能を備えている個人のお客様専用の商品です。 ③期日指定定期貯金、スーパー定期、大口定期貯金、変動金利定期貯金がセットでき、残高の90%、最高300万円までの自動融資が受けられます。（セットする定期貯金は、自動継続に限られます。）	出し入れ自由	ご融資利率は、セットされた定期貯金の利率プラス0.5%です。
普 通 貯 金	年金・給与などの自動受け取り、公共料金や税金などの自動支払いに便利です。また、キャッシュカードをご利用になると、一層便利です。	出し入れ自由	お預け入れは、1円以上1円単位です。
決 済 用 貯 金 （普通貯金・総合口座無利息型決済用）	①要求払いであること、②決済サービスを提供できること、③無利息であることの3条件を満たした貯金で、貯金保険制度により全額保護されます。	出し入れ自由	お預け入れは、1円以上1円単位です。 無利息です。
貯 蓄 貯 金	普通貯金と同じように出し入れできるうえ、預入残高に応じて利率が設定されます。ただし、年金等の自動受け取り、公共料金等の自動支払いにはご利用いただけません。	出し入れ自由	お預け入れは、1円以上1円単位です。
当 座 貯 金	小切手や手形によりお支払いできますので、ご商売をなさる方に便利です。	出し入れ自由	お預け入れは、1円以上1円単位です。 無利息です。
納 税 準 備 貯 金	租税納付にご利用いただく貯金です。利息に所得税はかかりませんが、租税納付以外の目的で払い戻した場合には、課税されます。利率は、租税納付以外の目的で払い戻された場合には、普通貯金利率により計算されます。	入金自由ですが、出金は原則として租税納付目的に限られます。	お預け入れは、1円以上1円単位です。
通 知 貯 金	ごく短期間の資金運用に便利です。なお、お引き出しは2日前までにご連絡いただきます。	7日間以上の据置	お預け入れは、5万円以上1円単位です。
期日指定定期貯金	①利息は1年複利で計算されますので有利です。 ②1年間の据置期間後はいつでもお引き出しいただけます。 ③個人のお客様専用の商品です。	最長3年 （据置期間は1年）	お預け入れは、1円以上300万円未満で、1円単位です。

種 類	内 容 ・ 特 徴	期 間	預入金額・単位等
ス ー パ ー 定 期	①期間は1か月から最長10年まで、お客様の資金用途に応じて安全・有利に運用できます。 ②3年～10年ものは、有利な半年複利（個人のお客様専用）も選択できます。	○定型方式 1か月、2か月、3か月、 6か月、1年、2年、3年、 4年、5年、7年、10年 ○満期期日指定方式 1か月超10年未満	お預け入れは、1円以上1円単位です。 利率は、300万円以上と300万円未満で分かれています。
大 口 定 期 貯 金	1,000万円以上の大口資金の運用に有利で、安全・確実な商品です。	○定型方式 1か月、2か月、3か月、 6か月、1年、2年、3年、 4年、5年、7年、10年 ○満期期日指定方式 1か月超10年未満	お預け入れは、1,000万円以上1円単位です。
変 動 金 利 定 期 貯 金	①お預け入れ日の半年ごとに利率の見直しを行います。 ②有利な半年複利（個人のお客様専用）も選択できます。	1年、2年、3年	お預け入れは、1円以上1円単位です。
積 立 式 定 期 貯 金	いつでも窓口、ATMからお預けいただける積立式の定期貯金です。 ①エンドレス型 ②満期型	①エンドレス型 制限はありません。 ②満期型 6か月以上10年以下で満期日を指定	①エンドレス型 1円以上1円単位です。 ②満期日指定型 1円以上1円単位です。
定 期 積 金	ご計画に合わせて毎月積み立てていく積金で、指定口座からの自動振替が便利です。 ①目標式 目標に合わせた積立額・期間を決定 ②定額式 毎月一定額をお積み立て	6か月以上、10年以内	お預け入れは、1,000円以上1円単位です。
財 形 貯 金	○お勤めの方の財産形成貯金で、給料やボーナスからの天引きにより有利にお積み立てできます。 「財形住宅貯金」と「財形年金貯金」は合わせて元本550万円までのお利息が非課税扱いとなります。		
	財 形 住 宅 貯 金	住宅の取得や増改築などを目的とした積立で、非課税が適用される大変有利な貯金です。契約時に55歳未満であることが条件です。	○積立5年以上 お預け入れは、1円以上です。
	財 形 年 金 貯 金	在職中に退職後のために積み立てし、60歳以降に年金方式（3か月ごと）でお受け取りできます。退職後も非課税が適用される大変有利な貯金です。契約時に55歳未満であることが条件です。	○積立5年以上 ○据置6か月～5年 ○受取5年～20年 お預け入れは、1円以上です。
	一 般 財 形 貯 金	貯蓄目的や積立額ともご自由で、お預け入れ後1年が経過すれば、いつでもお引き出しできます。	○積立3年以上 お預け入れは、1円以上です。

※取扱商品のそれぞれの適用利率につきましては、店頭に表示しています。

貯金保険制度のご案内

貯金保険制度とは、金融機関が万が一経営破綻に陥った場合、「貯金保険機構」が貯金者に対して一定限度の払戻しを保証し信用秩序を維持する制度です。

貯 金 等 の 保 護 の 内 容

貯 金 等 の 分 類			保 護 の 範 囲
貯金保険の対象貯金等	決済用貯金（注1） （利息のつかない等の3要件を満たす貯金）	当座貯金 無利息型普通貯金等	全額保護 （恒久措置）
	一般貯金等 （決済用貯金以外の貯金）	有利息型普通貯金・定期貯金・通知貯金・貯蓄貯金・定期積金・農林債券（リツノーワイド等の保護預り専用商品）等（注2）	元本の合計1,000万円までとその利息等（注3）を保護 （1,000万円を超える部分は、破綻農水産業協同組合の財産の状況に応じて支払われます。 （一部カットされることがあります。））
対象貯金外貯金等	外貨貯金、譲渡性貯金、農林債券（ワリノー、リツノーの保護預り専用商品以外の商品）等		保護対象外 〔破綻農水産業協同組合の財産の状況に応じて支払われます。 （一部カットされることがあります。）〕

（注1）「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3要件を満たすものです。

（注2）このほか、納税準備貯金、貯金保険の対象貯金を用いた積立・財形貯蓄商品が該当します。

（注3）定期積金の給付補てん金も利息と同様保護されます。

● 融資業務

組合員への融資をはじめ、地域住民のみなさまの暮らしや、農業者・事業者のみなさまの事業に必要な資金を融資しています。

また、地方公共団体、農業関連産業などへもご融資し、地域経済の向上・発展に貢献しています。

さらに、日本政策金融公庫（農林水産事業、国民生活事業）、住宅金融支援機構等の融資の申し込みのお取次ぎもしています。

一般資金等ご融資（主なもの）

（令和 年 月 日現在）

	ご利用いただける先	お使いみち	ご融資期間	ご返済方法	担保・保証	利 率
一般資金	地区内にお住まいの個人や、事業所をお持ちで事業を営まれている一般企業等の皆さま方となります。	さまざまな資金にご利用いただけます。（一定の審査をいたします。）	短期資金から長期資金まで、お使いみちに応じてご利用いただけます。	一括返済と分割返済の2種類があります。また、長期資金は、必要に応じ据置期間を設けています。	ご相談のうえ決めさせていただきます。また、必要に応じ、群馬県農業信用基金協会の保証もご利用いただけます。	お使いみちやご融資期間に応じ、ご相談のうえ決めさせていただきます。
制度資金	農業近代化資金、中山間地域活性化資金などをお取り扱いしております。					

※このほかにも、各種の資金をご用意しておりますので、詳しくは窓口へお尋ねください。

ローン商品（主なもの）

（令和6年4月1日現在）

	ご利用いただける先	お使いみち	ご融資額	ご融資期間	ご返済方法	保 証	利 率
住 宅 ロ ー ン	18歳以上66歳未満で、最終返済時の年齢が80歳未満のJ A組合員の方となります。	住宅の新築・購入（中古含む）・増改築・改装・補修、宅地の購入、住宅ローンの借換などにご利用いただけます。	10万円～10,000万円（1万円単位）	3年～50年（40年超は、新築住宅の建築・購入に限る。借換の場合、借換対象ローンの残存期間）	元金均等または元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用返済 ③年2回返済（専業農業者の方のみ）	県農業信用基金協会または協同住宅ローン（株）	①固定変動選択 ②変動金利 ③固定金利
教 育 ロ ー ン （カード型は除く）	18歳以上、最終返済時の年齢が71歳未満で、教育施設に就学予定又は就学中の子弟を持つJ A組合員の方となります。	入学金・授業料・家賃などの就学に必要な一切の資金にご利用いただけます。	10万円～1,000万円（1万円単位）	6か月以上最長15年	元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済 ③年2回返済（専業農業者の方のみ）	県農業信用基金協会	①変動金利 ②固定金利
	18歳以上65歳未満で、最終返済時の年齢が72歳未満の教育施設に就学予定又は就学中の子弟を持つ方、教育施設に就学予定または就学中の方となります。				元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済	三菱UFJニコス（株）	
多目的 ロ ー ン	18歳以上で、最終返済時の年齢が71歳未満のJ A組合員の方となります。	生活に必要な一切の資金にご利用いただけます。	10万円～500万円（1万円単位）	6か月～10年	元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済 ③年2回返済（専業農業者の方のみ）	県農業信用基金協会	①変動金利 ②固定金利
	18歳以上75歳未満で、最終返済時の年齢が80歳未満の方となります。		10万円～1,000万円（1万円単位）		元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済	三菱UFJニコス（株）	
マイカー ロ ー ン	18歳以上75歳未満で、最終返済時の年齢が80歳未満のJ A組合員の方となります。	お車、バイクのご購入、点検・車検等にご利用いただけます。	10万円～1,000万円（1万円単位） ※貸付時年齢71歳以上は、200万円が上限	6か月～15年	元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済 ③年2回返済（専業農業者の方のみ）	県農業信用基金協会	①変動金利 ②固定金利
	18歳以上75歳未満で、最終返済時の年齢が80歳未満の方となります。				元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済	三菱UFJニコス（株）	
クローバ ロ ー ン	20歳以上で、最終返済時の年齢が70歳未満のJ A正組合員の方となります。	生活資金にご利用いただけます。（ただし負債整理資金、共済未払掛金、経済未払金の返済は除きます。）	10万円～300万円（1万円単位）	1か月～5年	元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用返済 ③年2回返済（専業農業者の方のみ）	県農業信用基金協会	①変動金利 ②固定金利
カ ー ド ロ ー ン （約定返済型）	20歳以上65歳未満のJ A組合員の方となります。（契約金額が50万円以内の場合は70歳未満の方。）	生活に必要な一切の資金にご利用いただけます。	10万円～300万円（10万円単位）	1年（自動更新）	①毎月返済 ②任意返済	県農業信用基金協会	変動金利
	20歳以上70歳未満の方となります。		10万円～500万円（10万円単位）			三菱UFJニコス（株）	

※ 1. 適用金利等詳しくは、窓口にお尋ね下さい。

2. お申し込みいただく際に、身分証明や所得証明などの書類が必要となります。また、当組合で審査したのち、それぞれご希望保証会社等がさらに審査いたします。

3. 住宅ローンでは、建物および敷地に（根）抵当権を設定させていただきます。

また、建物には火災共済（保険）を付けていただき、これに質権を設定させていただく場合があります。

公庫等の受託資金（主なもの）

（令和6年4月1日現在）

金融機関名	資 金 名
日本政策金融公庫 （農林水産事業）	農業経営基盤強化資金、青年等就農資金、経営体育成強化資金、農業改良資金、農業基盤整備資金、農林漁業セーフティネット資金、振興山村・過疎地域経営改善資金、農林漁業施設資金
日本政策金融公庫 （国民生活事業）	教育資金

※このほかにも多数の資金を取り扱っておりますので、詳しくは窓口にお尋ねください。

● 為替業務

全国の J A・信連・農林中金はじめ、ゆうちょ銀行を含む全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当組合の窓口をととして全国のどこの金融機関へでも送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

● 国債窓口販売

個人向け国債（3年固定利付債、5年固定利付債、10年変動利付債）、新窓販国債（2、5、10年利付国債）の窓口販売の取扱いをしています。

● サービス・その他

全国の J A の A T M や他金融機関等との提携による A T M 入出金や年金等の受取、各種料金の自動支払い、などのサービスに努めています。

また、偽造キャッシュカードによる被害防止対策として、全 J A において I C キャッシュカードを取扱いしております。

サービス・その他商品（主なもの）

（令和6年4月1日現在）

項 目	サ ー ビ ス 内 容
J A キャッシュサービス ※	J A バンクのキャッシュカードをお持ちのお客さまは、J A バンクの A T M によるご入金、ご出金、残高照会サービスを終日無料でご利用いただけます。また、三菱 U F J 銀行 A T M、セブン銀行 A T M、イーネット A T M、ローソン銀行 A T M、J F マリンバンク A T M によるご出金・残高照会のサービスもご利用が可能です。
I C キャッシュカード	従来の磁気ストライプのキャッシュカードに I C チップを搭載した併用型キャッシュカードです。偽造や不正な読み取りが困難な I C チップを搭載することにより、安全性を強化しました。
J A カ ー ド	J A 独自の多彩な特典を備えた「J A ならでは」のクレジットカードで、I C チップを搭載した J A カードは、お客さまに安全をお届けいたします。 また、I C キャッシュカードと一緒にあった一体型カードもございます。
J A ネットバンク	窓口や A T M に行かなくても、お手持ちのインターネットに接続されているパソコン、または、スマートフォンから、残高照会や振込・振替などの各種サービスをご利用いただけます。
給 与 受 取 サ ー ビ ス	J A バンクで給与をお受取りいただくと、全国どこでもお引出しができて便利です。全国に約6,200店舗（※）あり、平日日中に無料で利用できる J A バンク A T M が約10,500台（※）、提携 A T M が約52,800台（※）あります。 （※）店舗数は2023年1月31日現在、A T M 台数は2023年3月31日現在 J A バンク調べ
年 金 受 取 サ ー ビ ス	国民年金・厚生年金など各種年金が自動的にお客さまの指定口座に振込まれ、J A バンクなら全国どこでもお引出しが便利です。
自 動 支 払 サ ー ビ ス	毎月かかる公共料金（電気・ガス・水道・電話・NHK受信料）や家賃などは、口座から自動的に、お支払いいただけます。

※ 稼働時間は A T M により異なります。また、A T M 稼働時間であっても J A バンクのキャッシュカードによるお取引ができない場合がございます。詳しくはお近くの J A または、ご利用 A T M の掲示等でご確認ください。

●主な手数料一覧

本表は、各種の商品・サービスにかかる手数料（消費税10%相当額を含む）を掲載しています。

（１）ＡＴＭ利用手数料（１件につき）

※ＪＡバンクのＡＴＭを利用する場合

（令和6年6月1日現在）

利用カード	利用時間	全国ＪＡ発行の キャッシュカード		提携金融機関の キャッシュカード (三菱ＵＦＪ銀行を除く)	三菱ＵＦＪ銀行の キャッシュカード	クレジットカード (自動キャッシング)
		出 金	入 金	出 金	出 金	出 金
平 日	8:00～ 8:45	無料	無料	220 円	110 円	110 円
	8:45～18:00			110 円	無 料	無 料
	18:00～21:00			220 円	110 円	110 円
土曜日	9:00～14:00			110 円	110 円	無 料
	14:00～21:00			220 円	110 円	110 円
日曜日 祝 日	9:00～21:00			220 円	110 円	110 円

（２）為替関係手数料（１件につき）

（令和6年6月1日現在）

区 分	取 扱 内 容		窓口利用	A T M利用	ネットバンク
振込手数料	系統宛	同 一 店 内	無 料	220 円	無 料
		本 支 店 宛	220 円	220 円	0 円
		県 内 J A	660 円	440 円	220 円
		県外系統宛	660 円	440 円	220 円
	他行宛	電 信 扱 い	880 円	660 円	220 円
		文 書 扱 い	1,100 円	—	—

区 分	取扱内容	手数料	区 分	取 扱 内 容	手数料
送金手数料	系 統 宛	880 円	そ の 他 諸 手 数 料	送金・振込組戻料	880 円
	他 行 宛	1,100 円		送金・振込訂正料	550 円
代金取立手数料 (隔地間)	他 行 宛	880 円		不渡手形返却料	880 円
	他行普通扱い	1,100 円		取立手形組戻料	880 円
	他行至急扱い	1,100 円		取立手形店頭呈示料	880 円

（３）諸手数料

（令和6年6月1日現在）

取 扱 内 容	基 準	手 数 料
貯金残高証明書発行手数料	1 通あたり	660 円
通帳・証書再発行手数料	1 冊（枚）あたり	1,100 円
ＩＣキャッシュカード再発行手数料	1 枚あたり	1,100 円
取引履歴出力（端末取引履歴照会）	1 口座または1 貸出あたり	110 円
取引履歴出力（取引履歴検索・COM等）	1 口座または1 貸出あたり＋1 枚22円	330 円
小切手帳交付手数料	1 冊あたり	3,300 円
自己宛小切手交付手数料	1 枚あたり	1,100 円
約束手形帳交付手数料	1 冊あたり	3,300 円
口座振替手数料(契約に基づくもの)	1 件あたり	110 円
国債口座管理手数料	1 口座あたり（月額）	無 料
ＪＡネットバンク基本手数料※	1 契約あたり（月額）	1,100 円
個人情報開示事務手数料	1 件あたり	1,100 円

※ただし、ＪＡネットバンクの基本手数料は個人は無料

□ 共済事業

「一人は万人のために、万人は一人のために」の理念のもとに、日本の農村では古くから共同体をつくり、お互いに支え合い、助け合って暮らしを営んできました。共済事業は、こうした相互扶助（助け合い）を事業理念として、組合員・利用者の皆さまの生活全般にわたる様々なリスクに幅広く対応し、生活の安定をはかるため、生命と損害の両分野の保障を提供しています。

J A共済の使命は、組合員・利用者の皆さまが豊かで安心して暮らせるよう、生活全般にわたるリスクに対して幅広く保障するよう努めることです。万一のときや病気、ケガ、老後などに備える「ひと」の保障。火災はもちろん、地震や台風などの自然災害に備える「いえ」の保障。自動車事故のリスクに備える「くるま」の保障。農業者が有する固有のリスクに対する「農業」の保障。これらの「ひと・いえ・くるま+農業」の総合保障を通じて、一人ひとりの人生設計を一生涯サポートし、皆さまの“くらしのパートナー”として「安心」と「満足」をお届けしていきます。

■長期共済（共済期間が5年以上の契約）

- 終身共済……………一生涯にわたって万一のときを保障するプランです。ニーズに合わせて特約を付加することにより保障内容を自由に設計することもできます。
- 一時払終身共済…まとまった資金を活用して加入する終身共済です。一生涯にわたる万一のときを保障するとともに、相続対策ニーズにも応えるプランです。
- 引受緩和型終身共済
……………健康上の不安がある方でもご加入しやすい万一保障です。通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。一生涯にわたって、万一の保障が確保できます。
- 定期生命共済………万一のときを一定期間保障するプランです。手頃な共済掛金で加入できます。法人化された担い手や経営者の万一保障と退職金などの資金形成ニーズに応えるプランもあります。
- 医療共済……………日帰り入院からまとまった一時金が受け取れる充実の医療保障です。共済期間や手術・放射線治療保障の有無など、ライフプランに合わせて自由に設計できます。また、健康を維持した場合に健康祝金が受け取れるプランもあります。
- 引受緩和型医療共済
……………健康上の不安がある方でもご加入しやすい医療共済です。通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。入院・手術・放射線治療を一生涯保障します。持病（既往症）の悪化・再発もしっかり保障します。
- がん共済……………一生涯にわたってがんによる入院・手術を保障するプランです。がん診断時や、再発・長期治療のときは一時金をお支払いします。ニーズに合わせて、先進医療保障を加えたり入院・手術等の保障を充実させることもできます。
- 介護共済……………所定の要介護状態となったときの資金準備のためのプランです。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。
- 一時払介護共済…まとまった資金を活用して加入する介護共済です。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。
- 予定利率変動型年金共済
……………老後の生活資金準備のためのプランです。医師の診査もなく簡単な手続きで加入できます。また、最低保証予定利率が設定されていますので安心です。
- 生活障害共済………病気やケガにより身体に障害が残ったとき、収入の減少や支出の増加に備えられる幅広い保障です。継続的にささえるプラン（定期年金型）と、まとまったお金でささえるプラン（一時金型）を選択でき、両プランへの加入も可能です。
- 特定重度疾病共済
……………三大疾病などの生活習慣病リスクを幅広く保障するプランです。継続的な治療による経済的負担に備えられるよう、まとまった一時金をお支払いします。
- 養老生命共済………万一のときの一定期間の保障とともに、資金形成ニーズにも応えるプランです。

○こども共済……お子さまの将来の進学時の学資や将来の資金準備のためのプランです。
ご契約者さまが万一のときは、満期まで毎年養育年金をお支払いするプランもあります。

○建物更生共済……火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。
また、満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買替資金としてご活用いただけます。

■短期共済（共済期間が5年未満の契約）

○自動車共済……相手方への対人・対物賠償保障をはじめ、ご自身・ご家族のための傷害保障、車両保障など、万一の自動車事故を幅広く保障します。

○自賠責共済……法律で全ての自動車に加入が義務づけられています。人身事故の被害者への賠償責任を保障します。

○傷害共済……日常のさまざまな災害による万一のときやケガを保障します。

○火災共済……住まいの火災損害を保障します。

○農業者賠償責任共済
……農業において発生するさまざまな賠償リスクを幅広く保障します。

□ 購買事業

購買事業は、肥料や農薬など農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、それを組合員に供給する事業です。

この事業は、計画的な大量購入によって、安い価格で仕入れ、流通経費を節約して、組合員に安く安全でよい品物を供給しようというものです。これを進めるために購買事業では、予約注文・現金決済の方式をとっています。

この方式は、組合員の生活物資・生産資材の購入にあたって、前もってJAに注文しておき、JAはそれをまとめてJA全農に発注し、JA全農はこの大量予約注文を背景にメーカーと交渉して安く仕入れるというものです。そして、JA・組合員はその供給を受けると原則として同時に現金で支払い、流通経費のムダを省こうというものです。

購買事業の取扱い品目は多種にわたり、特に、生活関係の取扱いでは、プロパンガスや灯油などの燃料関係から食料品、衣料品の供給、葬祭業務なども取り扱っています。

□ 販売事業

販売事業の目的は、組合員の生産した農畜産物などを共同で販売することで、より高い収入が得られるようにしていくことです。

農畜産物の流通は、一般的に、生産者→JA→卸売市場→小売店→消費者という流れになっています。そして、農畜産物の価格は、卸売市場の需要と供給との関係で決まるわけですが、農畜産物は天候に左右されること、季節的な生産であること、さらに多くの農家が有利な作物を求めて競争し合い、物によっては過剰となり、産地間競争が激しくなって農畜産物価格を引き下げてしまう場合もしばしばあります。

この農畜産物価格の不安定を正し、計画的な出荷によって市場で有利な販売を実現しようとするのが、JAの販売事業です。

この目的を達成するためJAグループでは、無条件委託・実費手数料・共同計算・全利用方式というほかの企業にないJA独自の方式を主要な農畜産物について実施しています。

さらに、JAの販売事業は、消費者のみなさんのニーズに応じた新鮮で安全な農畜産物を安定的に供給できるよう生産・販売体制の強化に取り組んでいます。また、地元でとれた農畜産物を地域の人々に提供するため直売などの事業についても積極的に取り組んでいます。

□ 指導事業

指導事業は、営農指導事業と生活指導事業に大別されます。これらは、組合員の営農や生活活動がより効果的に行われることを目的に行っています。直接収益を生み出すという事業ではありませんが、販売・購買・信用・共済などの事業のカナメとして取り組んでいます。

● 営農指導事業

営農指導事業は、組合員の営農を指導し、その改善を図っていく重要な事業です。

JAの営農指導は、単に技術指導を行うのではなく、組合員の農業経営全般について指導し、地域営農集団の育成など、協同して合理的な農業経営を確立するよう働きかけていくものです。つまり、生産から流通までの仕組みをJAの総合的な力で指導援助することによって、個々の農家では難しい所得の増大を実現していこうというものです。

● 生活指導事業

生活指導事業は、組合員の生活全般について指導し、組合員や地域社会の生活改善を図っていくものです。

その範囲は、消費生活、健康、文化、娯楽など幅広い活動に及びます。具体的には、健康管理活動や相談活動、家計簿記帳や料理教室、農畜産物の自給運動レクリエーション活動、さらに、地域における助けあい活動などに取り組んでいます。

□ その他の事業

● 利用事業

JAでは、組合員の営農または生活に必要な共同利用施設を設置し、組合員に利用してもらっています。

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和4年度 (令和5年2月28日現在)	令和5年度 (令和6年2月29日現在)
(資産の部)		
1. 信用事業資産	204,991,072	209,139,838
(1) 現 金	467,133	430,703
(2) 預 金	171,834,749	174,118,499
系統預金	171,799,580	173,593,182
系統外預金	35,169	525,316
(3) 有価証券	3,548,300	3,992,500
国 債	546,880	531,900
地 方 債	3,001,420	3,460,600
(4) 貸 出 金	28,482,641	29,924,566
(5) その他の信用事業資産	727,774	739,529
未収収益	702,537	708,765
その他の資産	25,237	30,764
(6) 貸倒引当金	△ 69,526	△ 65,959
2. 共済事業資産	1,334	1,621
(1) その他の共済事業資産	1,334	1,621
3. 経済事業資産	1,404,134	1,210,580
(1) 経済事業未収金	1,133,191	997,648
(2) 棚卸資産	228,628	181,865
購 買 品	199,058	178,154
その他の棚卸資産	29,569	3,711
(3) リース投資資産	71,649	59,101
(4) その他の経済事業資産	11,853	11,842
(5) 貸倒引当金	△ 41,187	△ 39,878
4. 雑 資 産	307,933	280,736
5. 固定資産	3,177,057	3,101,363
(1) 有形固定資産	3,174,314	3,098,742
建物	3,960,309	3,961,331
機械装置	522,376	515,322
土地	1,819,751	1,818,528
その他の有形固定資産	957,550	963,201
減価償却累計額	△ 4,085,673	△ 4,159,641
(2) 無形固定資産	2,742	2,620
6. 外部出資	8,464,699	8,464,478
系統出資	8,239,013	8,239,013
系統外出資	225,686	225,465
7. 前払年金費用	7,347	27,736
8. 繰延税金資産	152,620	166,033
資 産 の 部 合 計	218,506,201	222,392,388

(単位：千円)

科 目	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度
(負債の部)		
1. 信用事業負債	206,533,874	210,359,135
(1) 貯 金	206,048,176	210,006,398
(2) 借 入 金	—	—
(3) その他の信用事業負債	485,698	352,736
未払費用	21,367	20,003
その他の負債	464,331	332,733
2. 共済事業負債	409,998	393,153
(1) 共済資金	205,407	191,053
(2) 未経過共済付加収入	203,957	201,344
(3) その他の共済事業負債	633	755
3. 経済事業負債	683,907	542,806
(1) 経済事業未払金	484,365	356,042
(2) 経済受託債務	199,541	186,764
4. 雑 負 債	201,505	238,904
(1) 未払法人税等	43,916	47,247
(2) その他の負債	157,589	7,600
5. 諸引当金	156,649	184,056
(1) 賞与引当金	116,705	164,760
(2) 資産除去債務	—	117,889
(3) 役員退職慰労引当金	39,944	46,871
6. 再評価に係る繰延税金負債	43,701	43,701
負 債 の 部 合 計	208,029,637	211,742,462
(純資産の部)		
1. 組合員資本	10,538,105	10,752,210
(1) 出資金	1,345,044	1,334,797
(2) 資本準備金	904	904
(3) 利益剰余金	9,200,998	9,430,809
利益準備金	2,688,698	2,690,088
その他利益剰余金	6,512,300	6,740,721
施設整備積立金	577,211	577,211
リスク管理強化積立金	5,220,000	5,260,000
経営基盤強化積立金	360,000	560,000
当期末処分剰余金	355,088	343,509
(うち当期剰余金)	258,183	242,490
(4) 処分未済持分	△ 8,842	△ 14,301
2. 評価・換算差額等	△ 61,542	△ 102,284
(1) その他有価証券評価差額金	△ 175,836	△ 216,578
(2) 土地再評価差額金	114,294	114,294
純 資 産 の 部 合 計	10,476,563	10,649,926
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	218,506,201	222,392,388

2. 損 益 計 算 書

(単位：千円)

科 目	令 和 4 年 度 (令和4年3月1日～令和5年2月28日)			令 和 5 年 度 (令和5年3月1日～令和6年2月29日)		
1. 事業総利益			2,296,501			2,272,413
事業収益		4,083,073			4,010,943	
事業費用		1,786,572			1,738,530	
(1) 信用事業収益		1,111,516			1,105,930	
資金運用収益	1,053,564			1,011,442		
(うち預金利息)	(639,597)			(645,497)		
(うち有価証券利息)	(26,025)			(30,988)		
(うち貸出金利息)	(315,823)			(321,377)		
(うちその他受入利息)	(72,118)			(13,578)		
役員取引等収益	37,331			40,740		
その他事業直接収益	143			-		
その他経常収益	20,477			53,747		
(2) 信用事業費用		194,451			180,266	
資金調達費用	44,725			39,332		
(うち貯金利息)	(42,186)			(37,668)		
(うち給付補填備金繰入)	(807)			(560)		
(うちその他支払利息)	(1,730)			(1,103)		
役員取引等費用	56,809			53,885		
その他経常費用	92,916			87,048		
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 8,558)			(△ 3,567)		
信用事業総利益			917,064			925,664
(3) 共済事業収益		651,725			603,461	
共済付加収入	621,300			581,949		
その他の収益	30,424			21,512		
(4) 共済事業費用		38,659			37,949	
共済推進費	26,857			26,522		
共済保全費	4,543			4,866		
その他の費用	7,258			6,560		
共済事業総利益			613,065			565,512
(5) 購買事業収益		1,845,040			1,858,532	
購買品供給高	1,616,942			1,621,901		
購買手数料	206,718			205,403		
その他の収益	21,379			31,227		
(6) 購買事業費用		1,399,385			1,396,709	
購買品供給原価	1,336,976			1,340,285		
購買品供給費	29,467			26,042		
その他の費用	32,940			30,381		
(うち貸倒引当金繰入額)	(1,548)			(△ 1,309)		
購買事業総利益			445,654			461,823
(7) 販売事業収益		307,599			325,264	
販売手数料	217,718			225,483		
その他の収益	89,880			99,780		
(8) 販売事業費用		43,987			50,156	
その他の費用	43,987			50,156		
販売事業総利益			263,611			275,107
(9) 保管事業収益		6,944			6,073	
(10) 保管事業費用		974			1,345	
保管事業総利益			5,969			4,728
(11) 加工事業収益		60,792			37,512	
(12) 加工事業費用		48,396			33,057	
加工事業総利益			12,396			4,454
(13) 利用事業収益		73,485			68,151	
(14) 利用事業費用		32,623			30,959	
利用事業総利益			40,862			37,192

(単位：千円)

科 目	令 和 4 年 度			令 和 5 年 度		
(17) 指導事業収入		26,030			6,052	
(18) 指導事業支出		28,154			8,122	
指導事業収支差額			△ 2,124			△ 2,069
2. 事業管理費			2,167,455			2,167,005
(1) 人件費		1,695,369			1,686,310	
(2) 業務費		184,264			187,248	
(3) 諸税負担金		60,803			60,159	
(4) 施設費		224,482			230,371	
(5) その他事業管理費		2,534			2,916	
事業利益			129,046			105,407
3. 事業外収益			260,770			261,611
(1) 受取雑利息		1,306			10,767	
(2) 受取出資配当金		128,440			128,440	
(3) 賃貸料		119,355			105,116	
(4) 雑収入		11,668			17,287	
4. 事業外費用			42,209			36,014
(1) 寄付金		650			1,449	
(2) 賃貸費用		40,645			32,316	
(3) 雑損失		914			2,248	
(うち貸倒引当金繰入額)		(7)			(63)	
経常利益			347,606			331,004
5. 特別利益			16,335			-
(1) 固定資産処分益		2,738			-	
(2) 一般補助金		13,597			-	
6. 特別損失			15,511			12,873
(1) 固定資産処分損		1,914			-	
(2) 固定資産圧縮損		13,597			-	
		-			12,873	
税引前当期利益			348,430			318,131
法人税、住民税及び事業税		65,296			73,475	
法人税等調整額		24,951			2,165	
法人税等合計			90,247			75,640
当期剰余金			258,183			242,490
当期首繰越剰余金			96,905			101,018
当期末処分剰余金			355,088			343,509

3. 注 記 表

令和4年度

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- ① その他有価証券
 - ア. 時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - イ. 市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 購買品
 - 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ② その他の棚卸資産
 - 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
 - 定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。
- ② 無形固定資産
 - 定額法を採用しています。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権のうち、債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。なお、10,000千円以下の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき過去の損失率の実績を算出して予想損失率を求め、これを債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に乗じて、予想損失額を算定しています。

上記以外の債権については、今後の一定期間における予想損失額を見積もり計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき、過去の損失率の実績を算出し、これに将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えて予想損失率を求め、債権額に対する予想損失率を乗じて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、当組合は退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退任慰労金積立規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5)収益及び費用の計上基準

(リース取引関連)

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に利用収益と利用費用を計上する方法によっています。

(収益認識関連)

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。

この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。

この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。

この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。

この利用者等に対する履行義務は、加工品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤ 利用事業

カントリーエレベーター・育苗センター・種子センター等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。

この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修等を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。

この利用者等に対する履行義務は、主に役務提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(6)消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(7)計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(8) その他決算書類計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

① 代理人取引に係る収益認識

主に購買事業において、財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

この結果、購買事業収益と購買事業費用がそれぞれ4,470,439千円減少しています。なお、事業利益、経常利益、税引前当期利益への影響はないことから、過年度への遡及適用は行わず、当期首より新たな会計方針を適用しています。

② LPガスに関する収益認識

購買事業におけるLPガスの供給に関して、従来は、毎月の検針日に確認した利用者等の使用量に基づいて収益を認識していましたが、決算月においては、検針日から決算日までに生じた収益を合理的に見積って認識する方法に変更しています。

この結果、購買事業収益が4,349千円、事業利益、経常利益、税引前当期利益が同額増加しています。

なお、損益への影響が軽微であることから、過年度への遡及適用は行わず、当期首より新たな会計方針を適用しています。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

令和4年度

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 185,217千円（繰延税金負債との相殺前）

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、翌事業年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

翌事業年度以降の課税所得の見積りについては、令和5年2月に作成した収支計画等を勘案して、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 110,772 千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ア. 算定方法

「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しています。

イ. 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

ウ. 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産から直接控除した引当金

雑資産から直接控除されている貸倒引当金の額 57千円

(2) 資産に係る圧縮記帳額

固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額1,415,583千円であり、その内訳は次のとおりです。

建 物	862,760千円	構 築 物	89,403千円	機 械 装 置	430,575千円
車 両 運 搬 具	13,065千円	器 具 備 品	5,815千円	土 地	10,987千円
無 形 固 定 資 産	2,976千円				

(3) 担保に供している資産

(単位：千円)

担保に供している資産			担保権によって担保されている債務	
種 類	期末帳簿価額	担保権の種類	内 容	期末残高
定期預金	6,000,000	質 権	為替仕向	—
定期預金	1,000	質 権	桐生市公共出納事務	1,000
定期預金	100	質 権	桐生市水道料金	8
合 計	6,001,100		合 計	1,008

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額	39,447千円
理事及び監事に対する金銭債務の総額	一千円

(5) 信用事業を行う組合に要求される注記**① 債権のうち農協法等開示債権の合計額及びその内訳**

貸出金のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は114,307千円で、危険債権額は59,664千円です。
 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は173,971千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

② 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価にかかる繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- ・ 再評価を行った年月日 平成11年2月28日
- ・ 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額
67,178千円
- ・ 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価額（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

5. 金融商品に関する注記**(1) 金融商品の状況に関する事項****① 金融商品に対する取組方針**

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業・団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫等へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に国債や地方債であり、その他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制**ア. 信用リスクの管理**

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準

令和4年度

など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「自己査定に基づく資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買等を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に際し参照しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.22%下落したものと想定した場合には、経済価値が62,198千円増加するものと把握しています。

当該変動幅は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ウ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、流動性リスクについては、運用・調達について定期的に資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	171,834,749	171,809,387	△ 25,362
有価証券			
その他有価証券	3,548,300	3,548,300	-
貸出金	28,482,641		
貸倒引当金	△ 69,526		
貸倒引当金控除後	28,413,114	28,515,061	101,946
資 産 計	203,796,164	203,872,748	76,584
貯金	206,048,176	205,982,116	△ 66,060
負 債 計	206,048,176	205,982,116	△ 66,060

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

ア. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下、「OIS」という。) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ. 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。

ウ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資（＊１）	8,464,699

（＊１）外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	171,834,749					
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	-	-	-	200,000	-	3,600,000
貸出金（＊１，２）	2,285,623	1,951,386	1,885,796	1,783,972	1,694,636	18,776,381
合 計	174,120,372	1,951,386	1,885,796	1,983,972	1,694,636	22,376,381

（＊１）貸出金のうち、当座貸越168,591千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

（＊２）貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等104,844千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

令和4年度

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金（※1）	195,936,444	4,712,436	4,051,783	793,085	535,909	18,516

（※1）貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額

① その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は 償却原価を超えるもの	国債	-	-
	地方債	935,730	899,466
	合計	935,730	899,466
貸借対照表計上額が取得原価又は 償却原価を超えないもの	国債	546,880	591,903
	地方債	2,065,690	2,300,000
	合計	2,612,570	2,891,903
合 計	3,548,300	3,791,369	△ 243,069

（※）上記評価差額に繰延税金資産67,232千円を加えた額△175,836千円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

(2) 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

種 類	売却額	売却益	売却損
国債	50,468	143	-

7. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する事項

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度、特定退職金共済制度及び確定給付企業年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金		55,705	千円
退職給付費用		105,355	千円
退職給付の支払額	△	75,203	千円
確定給付企業年金制度への拠出金	△	35,014	千円
特定退職金共済制度への拠出金	△	58,191	千円
期末における前払年金費用	△	7,347	千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務		1,644,478	千円
確定給付企業年金制度	△	772,357	千円
特定退職金共済制度	△	879,469	千円
未積立退職給付債務	△	7,347	千円
前払年金費用	△	7,347	千円

④ 退職給付に関する損益

勤務費用		105,355	千円
退職給付費用		105,355	千円

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金17,930千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、197,739千円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産

その他有価証券評価差額金		67,232 千円
減損損失		52,045 千円
賞与引当金		32,280 千円
前受収益		25,182 千円
不計上未収貸付金利息		11,087 千円
役員退職慰労引当金		11,048 千円
不計上雑収入（出資金）		8,540 千円
貸倒引当金		5,626 千円
未払法定福利費		5,492 千円
不計上購買未収金利息		5,073 千円
未払事業税・地方法人特別税		3,940 千円
前払金		3,129 千円
その他		2,342 千円
繰延税金資産小計		233,022 千円
評価性引当額	△	47,805 千円
繰延税金資産合計（A）		185,217 千円

繰延税金負債

リース投資資産	△	21,833 千円
全農合併に伴うみなし配当否認額	△	8,730 千円
前払年金費用	△	2,032 千円
繰延税金負債合計（B）	△	32,597 千円

繰延税金資産の純額（A）＋（B） 152,620 千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66 %
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.18 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 5.09 %
住民税等均等割額	1.87 %
評価性引当額の増減	△ 0.59 %
その他	△ 0.13 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.90 %

9. 収益認識に関する注記

（収益を理解するための基礎となる情報）

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（5）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

10. その他の注記

(1) リース取引に関する会計基準に基づく注記

(借手側)

① オペレーティングリース取引にかかる未経過リース料

1 年 以 内	1 年 超	合 計
13,668千円	11,649千円	25,317千円

(貸手側)

① リース投資資産の内訳

リ ー ス 料 債 権 部 分	83,755千円
見 積 残 存 価 額 部 分	— 千円
受 取 利 息 相 当 額 △	12,106千円
合 計	71,649千円

(2) 資産除去債務に関する会計基準に基づく注記

当組合は、大間々支店等に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該大間々支店等は当組合が業務を継続する上で必須の施設であり、現時点では除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

- ア. 時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 イ. 市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 購買品

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② その他の棚卸資産

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権のうち、債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。なお、10,000千円以下の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき過去の損失率の実績を算出して予想損失率を求め、これを債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に乗じて、予想損失額を算定しています。

上記以外の債権については、今後の一定期間における予想損失額を見積もり計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき、過去の損失率の実績を算出し、これに将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えて予想損失率を求め、債権額に対する予想損失率を乗じて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、当組合は退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退任慰労金積立規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

(リース取引関連)

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に利用収益と利用費用を計上する方法によっています。

(収益認識関連)

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。

この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。

この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。

この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。

この利用者等に対する履行義務は、加工品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤ 利用事業

カントリーエレベーター・育苗センター・種子センター等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。

この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修等を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。

この利用者等に対する履行義務は、主に役務提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(6)消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。
ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(7)計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(8)その他決算書類計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1)繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 200,456千円（繰延税金負債との相殺前）

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、翌事業年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

翌事業年度以降の課税所得の見積りについては、令和6年2月に作成した収支計画等を勘案して、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2)貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 105,959 千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ア. 算定方法

「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しています。

イ. 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

ウ. 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産から直接控除した引当金

雑資産から直接控除されている貸倒引当金の額 121千円

(2) 資産に係る圧縮記帳額

固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額1,413,589千円であり、その内訳は次のとおりです。

建 物	862,760千円	構 築 物	89,403千円	機 械 装 置	430,014千円
車 両 運 搬 具	11,631千円	器 具 備 品	5,815千円	土 地	10,987千円
無 形 固 定 資 産	2,976千円				

(3) 担保に供している資産

(単位：千円)

担保に供している資産			担保権によって担保されている債務	
種 類	期末帳簿価額	担保権の種類	内 容	期末残高
定期預金	6,000,000	質 権	為替仕向	—
定期預金	1,000	質 権	桐生市公共出納事務	1,000
定期預金	100	質 権	桐生市水道料金	—
合 計	6,001,100		合 計	1,000

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権・及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 36,226千円

理事及び監事に対する金銭債務の総額 一千円

(5) 信用事業を行う組合に要求される注記

① 債権のうち農協法等開示債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は120,830千円で、危険債権額は21,253千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は142,083千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

② 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価にかかる繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- ・ 再評価を行った年月日 平成11年2月28日
- ・ 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 **67,896千円**
- ・ 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価額（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

4. 損益計算書に関する注記

（1）減損損失に関する注記

①資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場所	用途	種類	その他
新田農機センター	営業用店舗	土地、建物、構築物	-
閑借地	遊休	建物	-

②減損損失の認識に至った経緯

新田農機センターについては当該店舗の営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

閑借地については、ATMおよび倉庫用地としての借地契約を令和7年度中に解消する方針となり、令和5年度にATMを廃止し、倉庫としても短期での運用に限定されることから遊休資産とし、借地上の固定資産帳簿価額および原状回復に要する見積額の全額を減損損失として認識しました。

③減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

新田農機センター	2,642千円（土地1,223千円、建物1,255千円、構築物163千円）
閑借地	10,231千円（建物10,231千円）

④回収可能額の算定方法

新田農機センターの固定資産の回収可能価額について、土地は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。なお土地以外は備忘価格としています。

閑借地の建物（原状回復に要する見積り額を含む）の回収可能価額は備忘価額としています。

5. 金融商品に関する注記

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業・団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫等へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に国債や地方債であり、その他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ア. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「自己査定に基づく資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買等を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に際し参照しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.33%上昇したものと想定した場合には、経済価値が150,305千円減少するものと把握しています。

当該変動幅は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ウ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、流動性リスクについては、運用・調達について定期的に資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（２）金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	174,118,499	174,064,201	△ 54,297
有価証券			
その他有価証券	3,992,500	3,992,500	-
貸出金	29,924,566		
貸倒引当金	△ 65,959		
貸倒引当金控除後	29,858,606	29,800,991	△ 57,614
資 産 計	207,969,605	207,857,693	△ 111,912
貯金	210,006,398	209,884,190	△ 122,207
負 債 計	210,006,398	209,884,190	△ 122,207

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

ア. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下、「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ. 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。

ウ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
外部出資	8,464,478

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	173,618,499	-	-	-	-	500,000
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	-	-	200,000	-	300,000	3,800,000
貸出金（＊１，２）	2,148,121	1,960,318	1,983,358	1,984,035	1,854,442	19,903,807
合　　計	175,766,620	1,960,318	2,183,358	1,984,035	2,154,442	24,203,807

（＊１）貸出金のうち、当座貸越164,394千円については「１年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「５年超」に含めています。

（＊２）貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等90,482千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金（＊１）	199,025,169	6,096,660	4,135,688	513,885	210,941	24,053

（＊１）貯金のうち、要求払貯金については「１年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

（１）有価証券の時価及び評価差額

① その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種　　類	貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	差　　額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	-	-
	地方債	929,270	899,567
	合計	929,270	899,567
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	531,900	592,321
	地方債	2,531,330	2,800,000
	合計	3,063,230	3,392,321
合　　計	3,992,500	4,291,889	△ 299,389

（＊）上記評価差額に繰延税金資産82,811千円を加えた額△216,578千円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

7. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する事項

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度、特定退職金共済制度及び確定給付企業年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における前払年金費用	△	7,347	千円
退職給付費用		109,144	千円
退職給付の支払額	△	38,582	千円
確定給付企業年金制度への拠出金	△	32,685	千円
特定退職金共済制度への拠出金	△	58,264	千円
期末における前払年金費用	△	27,736	千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務		1,631,089	千円
確定給付企業年金制度	△	774,553	千円
特定退職金共済制度	△	884,271	千円
未積立退職給付債務	△	27,736	千円
前払年金費用	△	27,736	千円

④ 退職給付に関する損益

勤務費用		109,144	千円
退職給付費用		109,144	千円

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金17,677千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、163,698千円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産		
その他有価証券評価差額金		82,811 千円
減損損失		51,859 千円
賞与引当金		32,608 千円
前受収益		20,761 千円
役員退職慰労引当金		12,964 千円
不計上未収貸付金利息		10,083 千円
不計上雑収入（出資金）		6,985 千円
未払法定福利費		5,546 千円
未払事業税・地方法人特別税		4,146 千円
貸倒引当金		3,470 千円
不計上購買未収金利息		2,536 千円
資産除去債務		2,102 千円
前払金		1,975 千円
その他		2,342 千円
繰延税金資産小計		240,195 千円
評価性引当額	△	39,738 千円
繰延税金資産合計（A）		200,456 千円
繰延税金負債		
リース投資資産	△	18,020 千円
全農合併に伴うみなし配当否認額	△	8,730 千円
前払年金費用	△	7,671 千円
繰延税金負債合計（B）		34,423 千円
繰延税金資産の純額（A）＋（B）		166,033 千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66	%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.32	%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 5.58	%
住民税等均等割額	2.05	%
評価性引当額の増減	△ 2.54	%
その他	△ 0.14	%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.78	%

9. 収益認識に関する注記

（収益を理解するための基礎となる情報）

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（5）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

10. その他の注記

(1) リース取引に関する会計基準に基づく注記

(借手側)

① オペレーティングリース取引にかかる未経過リース料

1 年 以 内	1 年 超	合 計
12,635千円	29,943千円	42,578千円

(貸手側)

① リース投資資産の内訳

リース料債権部分	69,011千円
見積残存価額部分	— 千円
受取利息相当額 △	9,910千円
合 計	59,101千円

(2) 資産除去債務に関する会計基準に基づく注記

① 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

ア. 当該資産除去債務の概要

当組合の新里関地区の旧ATM建物、倉庫等は、設置の際に土地所有者との不動産賃貸借契約を締結していますが、令和7年度までに賃借契約終了の方針としたことから、履行時期を合理的に見積もることが可

能となったため、当期において原状回復義務に関する資産除去債務を計上しています。

イ. 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は2年、割引率は0%を採用しています。

ウ. 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	— 千円
見積りの変更による増加額	7,600千円
期 末 残 高	7,600千円

② 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、大間々支店等に関して、不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該大間々支店等は当組合が業務を継続する上で必須の施設であり、現時点では除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

4. 剰 余 金 処 分 計 算 書

(単位：円)

科 目	金 額
1. 当期末処分剰余金	343,509,891
2. 剰余金処分額	252,646,200
(1) 任意積立金	240,000,000
リスク管理強化積立金	40,000,000
経営基盤強化積立金	200,000,000
(2) 出資配当金	12,646,200
3. 次期繰越剰余金	90,863,691

5. 部門別損益計算書

令和5年3月1日から令和6年2月29日まで

(単位：千円)

区 分	合 計	信 用 業	共 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	共通管理費等
事業収益 ①	4,010,980	1,105,930	603,461	2,150,794	144,741	6,052	
事業費用 ②	1,738,566	180,266	37,949	1,482,773	29,455	8,122	
事業総利益 ③＝①－②	2,272,413	925,664	565,512	668,020	115,285	△ 2,069	
事業管理費 ④	2,167,005	781,741	529,841	642,184	98,593	114,644	
(うち減価償却費) ⑤	76,771	24,286	17,035	31,419	2,024	2,005	
(うち人件費) ⑤'	1,686,310	597,671	429,188	482,985	78,541	97,922	
※うち共通管理費 ⑥		248,340	146,352	199,135	29,007	21,654	△ 644,491
(うち減価償却費) ⑦		5,123	3,019	4,108	598	446	△ 13,296
(うち人件費) ⑦'		141,520	83,400	113,480	16,530	12,340	△ 367,272
事業利益 ⑧＝③－④	105,407	143,922	35,670	25,835	16,692	△ 116,714	
事業外収益 ⑨	261,611	100,806	59,407	80,833	11,774	8,790	
※うち共通分 ⑩		87,701	51,684	70,324	10,244	7,647	△ 227,602
事業外費用 ⑪	36,014	13,877	8,178	11,127	1,620	1,210	
※うち共通分 ⑫		13,877	8,178	11,127	1,620	1,210	△ 36,014
経常利益 ⑬＝⑧＋⑨－⑪	331,004	230,851	86,899	95,541	26,846	△ 109,134	
特別利益 ⑭	0	0	0	0	0	0	
※うち共通分 ⑮		0	0	0	0	0	0
特別損失 ⑯	12,873	4,960	2,923	3,977	579	432	
※うち共通分 ⑰		1,488	877	1,193	173	129	△ 3,862
税引前当期利益 ⑱＝⑬＋⑭－⑯	318,131	225,890	83,976	91,563	26,267	△ 109,566	
営農指導事業分配額 ⑲		21,843	12,872	72,298	2,551	△ 109,566	
営農指導事業分配後 税引前当期利益 ⑳＝⑱－⑲	318,131	204,047	71,103	19,264	23,715		

※①、②の「合計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しています。一方、損益計算書の事業収益、事業費用は、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。よって、両者は一致していません。

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分を記載しています。

(注)

1. 共通管理費等、営農指導事業及び共通資産の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等 (人頭割＋事業総利益割＋人件費を除く事業管理費割) の平均値

(2) 営農指導事業 農業関連事業50%＋共通管理費割50%

(3) 共通資産 共通管理費割

2. 配賦割合 (1の配賦基準で算出した配賦の割合)

区 分	信 用 業	共 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	計
共通管理費等	38.5%	22.7%	30.9%	4.5%	3.4%	100.0%
営農指導事業	19.9%	11.7%	66.0%	2.3%		100.0%

3. 部門別の資産

(単位：千円)

区 分	計	信 用 業	共 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	共通資産
事業別の総資産	222,392,388	209,139,838	1,621	1,162,157	48,423		12,040,347
総資産 (共通資産配賦後)	222,392,388	213,779,326	2,735,761	4,882,399	590,344	404,556	

6. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、当 J A の令和 5 年 3 月 1 日から令和 6 年 2 月 2 9 日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和6年5月2日

新田みどり農業協同組合
代表理事組合長 大澤 孝志

7. 会計監査人の監査

令和 4 年度及び令和 5 年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の 2 第 3 項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

Ⅱ 損 益 の 状 況

1. 最近5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項 目	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
経 常 収 益	7,644	7,317	7,993	4,083	4,010
信用事業収益	1,339	1,224	1,220	1,111	1,105
共済事業収益	761	724	717	651	603
農業関連事業収益	4,633	4,704	5,387	2,149	2,150
その他事業収益	911	655	660	170	150
経 常 利 益	424	404	373	347	331
当 期 剰 余 金	252	268	277	258	242
出 資 金	1,319	1,338	1,344	1,345	1,334
(出 資 口 数)	1,319,484	1,338,412	1,344,349	1,345,044	1,334,797
純 資 産 額	9,988	10,177	10,414	10,476	10,649
総 資 産 額	215,735	218,656	218,718	218,506	222,392
貯 金 等 残 高	203,514	206,251	205,767	206,048	210,006
貸 出 金 残 高	25,400	26,526	27,983	28,482	29,924
有 価 証 券 残 高	2,876	2,853	3,120	3,548	3,992
剰 余 金 配 当 金 額					
・出資配当の額	12	12	12	12	12
・事業利用分量配当の額	-	-	-	-	-
職 員 数 (人)	260	263	257	243	246
単体自己資本比率 (%)	13.13	13.50	13.93	14.81	15.10

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
3. 純資産額とは、貸借対照表の総資産額から総負債額を差し引いた金額です。
4. 単体自己資本比率は農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準の単体自己資本比率の算式に基づき算出しています。

2. 利 益 総 括 表

(単位：百万円、%)

項 目	令和4年度	5年度	増 減
収 支 差 額			
資 金 運 用 収 支	1,008	972	△ 36
役 務 取 引 等 収 支	△ 19	△ 13	6
そ の 他 事 業 収 支	△ 72	△ 33	39
信 用 事 業 収 支 計	917	925	8
信 用 事 業 粗 利 益 (信用事業粗利益率)	917 (0.45)	925 (0.44)	8 (△ 0.01)
事 業 粗 利 益 (事業粗利益率)	2,296 (1.11)	2,272 (1.02)	△ 24 (△ 0.09)
事 業 純 益	272	201	△ 71
実 質 事 業 純 益	272	201	△ 71
コ ア 事 業 純 益	272	201	△ 71
コ ア 事 業 純 益 (投資信託解約損益を除く)	272	201	△ 71

3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	令和4年度			5年度		
	平均残高	利 息	利 回 り	平均残高	利 息	利 回 り
資金運用勘定	205,333	1,053	0.51	208,200	1,011	0.49
うち預金	173,385	711	0.41	174,216	659	0.38
うち有価証券	3,587	26	0.73	4,154	30	0.75
うち貸出金	28,360	315	1.11	29,829	321	1.08
資金調達勘定	207,386	44	0.02	210,014	39	0.02
うち貯金・定積	207,270	44	0.02	210,014	39	0.02
うち譲渡性貯金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	115	—	—	0	—	—
総資金利ざや	—		0.23	—		0.21

(注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価（資金調達利回り＋経費率）

2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、農林中央金庫からの事業利用分量配当金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和4年度増減額	5年度増減額
受 取 利 息	△ 119	△ 42
預 金	△ 107	△ 52
有価証券	2	4
貸 出 金	△ 13	6
支 払 利 息	△ 30	△ 5
貯 金	△ 30	△ 5
譲渡性貯金	—	—
借 入 金	—	—
差 引	△ 89	△ 37

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、農林中央金庫からの事業利用分量配当金が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

①科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和4年度		5年度		増 減
	平均残高	構 成 比	平均残高	構 成 比	
流 動 性 貯 金	61,976	29.9	66,511	31.7	4,535
定 期 性 貯 金	145,180	70.0	143,394	68.3	△ 1,786
そ の 他 の 貯 金	113	0.1	107	0.1	△ 6
計	207,270	100.0	210,014	100.0	2,744
譲 渡 性 貯 金	-	-	-	-	-
合 計	207,270	100.0	210,014	100.0	2,744

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

②定期貯金残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和4年度		5年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
定期貯金	140,379	100.0	140,798	100.0	419
固定金利定期	140,354	100.0	140,774	100.0	420
変動金利定期	24	0.0	23	0.0	△ 1

(注) 1. 固定金利定期…預入時に満期日までの利率が確定する金利定期貯金

2. 変動金利定期…預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する金利定期貯金

(2) 貸出金等に関する指標

①科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和4年度	5年度	増 減
証 書 貸 付 金	26,923	28,395	1,472
当 座 貸 越	173	170	△ 3
金 融 機 関 貸 付	1,264	1,264	0
合 計	28,360	29,829	1,469

②貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和4年度		5年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
固定金利貸出	13,305	46.7	13,924	46.5	619
変動金利貸出	15,177	53.3	15,999	53.5	822
合 計	28,482	100.0	29,924	100.0	1,442

(注) 1. 固定金利貸出…貸出実行時に償還日までの利率が確定する貸出金

2. 変動金利貸出…貸出期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する貸出金

③貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

項 目	令和4年度	5年度	増 減
貯金・定期積金等	590	476	△ 114
有 価 証 券	-	-	-
動 産	-	-	-
不 動 産	605	457	△ 148
そ の 他 担 保 物	-	-	-
計	1,196	933	△ 262
農業信用基金協会保証	14,263	13,646	△ 617
そ の 他 保 証	5,613	5,491	△ 122
計	19,876	19,137	△ 739
信 用	7,409	9,853	2,443
合 計	28,482	29,924	1,441

④債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する事項なし

⑤貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

項 目	令和4年度		5年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
設 備 資 金	25,251	88.7	26,756	89.4	1,505
運 転 資 金	3,229	11.3	3,165	10.6	△ 64
合 計	28,482	100.0	29,924	100.0	1,442

⑥貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

業 種	令和4年度		5年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
農 業	3,244	11.4	3,038	10.2	△ 206
林 業	48	0.2	44	0.1	△ 4
製 造 業	5,849	20.5	5,496	18.4	△ 353
鉱 業	68	0.2	64	0.2	△ 4
建設業・不動産業	1,493	5.2	1,249	4.2	△ 244
電気・ガス・熱供給・水道業	307	1.1	335	1.1	28
運 輸 ・ 通 信 業	934	3.3	918	3.1	△ 16
金 融 ・ 保 険 業	1,427	5.0	1,404	4.7	△ 23
卸売・小売・サービス業・飲食業	6,293	22.1	6,165	20.6	△ 128
地 方 公 共 団 体	6,088	21.4	8,499	28.4	2,411
そ の 他	2,725	9.6	2,708	9.0	△ 17
うち個人	2,725	9.6	2,708	9.0	△ 17
うち法人	-	-	-	-	-
合 計	28,482		29,924		1,442

⑦主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和4年度	5年度	増 減
農業			
穀作	14	13	△ 13
野菜・園芸	584	518	△ 97
果樹・樹園農業	13	20	6
工芸作物	1	1	-
養豚・肉牛・酪農	1,060	973	△ 13
養鶏・養卵	-	-	-
養蚕	-	-	-
その他農業	89	88	△ 15
農業関連団体	-	-	-
合 計	1,764	1,615	△ 132

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業生産法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営たる主たる業種が明確に位置づけられないもの、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、J Aや全農とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	令和4年度	5年度	増 減
プロパー資金	802	686	△ 116
農業制度資金	962	929	△ 33
農業近代化資金	606	617	11
その他制度資金	355	311	△ 44
合 計	1,764	1,615	△ 149

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJ Aが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

該当する事項なし

⑧農協法に基づく開示債権の残高および金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全残高
(単位：百万円)

債 権 区 分		債 権 額	保 全 額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4年度	114	43	7	61	113
	5年度	120	40	24	56	120
危険債権	4年度	59	0	59	-	59
	5年度	21	0	20	-	21
要管理債権	4年度	-	-	-	-	-
	5年度	-	-	-	-	-
	三月以上延滞債権	4年度	-	-	-	-
	5年度	-	-	-	-	-
	貸出条件緩和債権	4年度	-	-	-	-
	5年度	-	-	-	-	-
小計	4年度	173	44	67	61	173
	5年度	142	40	45	56	142
正常債権	4年度	28,346				
	5年度	29,826				
合計	4年度	28,520				
	5年度	29,968				

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況
開示する取引はありません。

⑩貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和4年度					5年度				
	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	7	7	-	7	7	7	9	-	7	9
個別貸倒引当金	72	61	1	7	61	61	56	-	6	111
合 計	79	69	1	78	69	69	65	-	14	120

(注) 「期中減少額」の「目的使用」欄は、対象債権の償却処理に充てた額を記載してあります。
決算での洗い替え計上にかかる戻入額は「その他」に記載してあります。

⑪貸出金償却の額

(単位：千件、百万円)

種 類	令和4年度	5年度
貸 出 金 償 却	-	-

(3) 内国為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

種 類		令和4年度		5年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	21	154	22	153
	金額	38,969	48,283	39,700	48,557
代金取立為替	件数	-	-	-	-
	金額	-	-	-	-
雑 為 替	件数	4	3	4	3
	金額	31,994	30,142	35,944	34,171
合 計	件数	26	158	26	156
	金額	70,963	78,425	75,645	82,729

(4) 有価証券に関する指標

①種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和4年度	5年度	増 減
国 債	465	591	126
地 方 債	3,121	3,562	441
合 計	3,587	4,154	567

②商品有価証券種類別平均残高

当組合は、この取り扱いにかかわる業務を行っておりませんので、対象となる商品有価証券はありません。

③有価証券残存期間別残高

【令和4年度末】

(単位：百万円)

種 類	1年以内	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	-	-	-	-	-	546	-	546
地 方 債	-	-	-	314	-	2,476	-	3,001

【令和5年度末】

(単位：百万円)

種 類	1年以内	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	-	-	-	-	-	531	-	531
地 方 債	-	207	311	-	297	2,644	-	3,460

(5) 有価証券の時価情報等

①有価証券の時価情報等

(単位：百万円)

保有区分	令和4年度			5年度		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
売 買 目 的						
満期保有目的	-	-	-	-	-	-
そ の 他	3,791	3,548	△ 243	4,291	3,992	△ 299
合 計	3,791	3,548	△ 243	4,291	3,992	△ 299

- (注) 1. 時価は期末日における市場価格等によっております。
2. 取得価額は、取得原価又は償却原価によっております。
3. 売買目的有価証券については、時価を貸借対照表価額とし、評価損益については当期の損益に含めています。
4. 満期保有目的の債券については、取得価額を貸借対照表価額として計上しております。
5. その他有価証券については時価を貸借対照表価額としております。

②金銭の信託の時価情報等

開示の対象となる取引はありません。

③デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

開示の対象となる取引はありません。

(6) 預かり資産の状況

開示の対象となる取引はありません。

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：百万円、件)

種 類		令和4年度				5 年 度			
		件 数	新契約高	件 数	保有契約高	件 数	新契約高	件 数	保有契約高
生 命 系	終 身 共 済	440	2,479	11,680	91,212	355	1,554	11,704	85,984
	定期生命共済	35	262	198	1,268	87	838	262	1,948
	養老生命共済	109	342	4,237	24,453	102	251	3,913	21,167
	こども共済	90	223	2,261	5,092	88	206	2,242	5,059
	医 療 共 済	1,004	23	7,615	1,364	360	15	7,509	1,216
	が ん 共 済	106	-	1,547	179	74	-	1,582	174
	定期医療共済	-	-	174	166	-	-	163	161
	介 護 共 済	96	300	600	1,347	124	332	709	1,654
	認 知 症 共 済	17		17		5		22	
	生活障害共済	20		203		53		247	
	特定重度疾病共済	67		317		76		384	
	年 金 共 済	170	-	5,409	24	122	-	5,356	24
	建 物 更 生 共 済	782	8,578	13,642	152,200	977	10,692	13,430	148,892
合 計		2,846	11,986	45,639	272,217	2,335	13,683	45,281	261,224

- (注) 1. 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む、死亡保障を伴わない共済を記載するときの金額欄は斜線。））を表示している。
2. J A共済は、農業協同組合法に基づき J Aと J A全共連で共同して事業を行っており、共済契約が満期を迎えられたり、万一事故がおきた場合に当 J Aが負う共済責任につきましては、J A全共連がすべての共済責任を負うことになっています（短期共済も同様です）。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：百万円、件)

種 類		令和4年度				5年度			
		件 数	新契約高	件 数	保有契約高	件 数	新契約高	件 数	保有契約高
医 療 共 済		1,004	- 128	7,615	31 302	360	0 44	7,509	29 352
が ん 共 済		106	-	1,547	8	74	0	1,582	8
定期医療共済		-	-	174	-	-	-	163	0
合 計		1,110	- 128	9,336	41 302	434	0 44	9,254	38 352

- (注) 1. 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を表示しています。
- なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を表示しています。
2. 医療共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、がん共済及び定期医療共済の金額は入院共済金額

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：百万円、件)

種 類	令和4年度				5年度			
	件 数	新契約高	件 数	保有契約高	件 数	新契約高	件 数	保有契約高
介 護 共 済	96	324	600	1,732	124	387	709	2,087
認 知 症 共 済	17	36	17	36	5	8	22	44
生活障害共済(一時金型)	10	48	137	410	44	103	177	474
生活障害共済(定期年金型)	10	5	66	56	9	7	70	59
特定重度疾病共済	67	67	317	326	76	56	384	364

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を表示しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：百万円、件)

種 類	令和4年度				5年度			
	件 数	新契約高	件 数	保有契約高	件 数	新契約高	件 数	保有契約高
年 金 開 始 前	170	83	4,526	2,895	122	55	4,478	2,840
年 金 開 始 後	-	-	883	368	-	-	578	363
合 計	170	83	5,409	3,263	122	55	5,056	3,203

(注) 金額は、年金年額を表示しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：百万円、件)

種 類	令和4年度		5年度	
	件 数	契 約 高	件 数	契 約 高
火 災 共 済	2,421	29,069	2,374	28,935
自 動 車 共 済	20,742		20,864	
傷 害 共 済	9,551	59,025	14,875	81,613
団体定期生命共済	-	-	-	-
定額定期生命共済	1	4	1	4
賠償責任共済	300		279	
自 賠 責 共 済	5,589		5,651	
計	38,604		44,044	

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。)を表示しています。

3. 農業・生活その他事業取扱実績

(1) 購買事業取扱実績

①受託購買品

該当はありません

②買取購買品

(単位：千円)

種 類		取 扱 高	
		令和4年度	5年度
生産資材	肥料	347,868	345,097
	農薬	316,298	324,341
	生産資材	275,002	182,739
	飼料	3,583,386	3,458,240
	園芸資材	438,176	460,059
	種苗	126,544	124,298
	農業機械	187,263	183,918
	自動車(除く二輪)	22,275	19,554
	燃料	194,628	178,235
	その他	151,124	152,160
	小計	5,642,567	5,428,644
	合計	6,294,099	6,095,597
生活資材	食品・食材	59,731	60,587
	生活資材・設備	125,545	124,866
	L P ガ ス	117,090	97,777
	葬祭	349,164	383,721
	小計	651,532	666,953
合計		6,294,099	6,095,597

(注) 取扱高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(2) 販売事業取扱実績

①受託販売品

(単位：千円)

種 類	令和4年度	5年度
	取扱高	取扱高
米	118,670	129,208
麦	56,219	57,543
野 菜	7,023,995	7,346,147
果 実	289,780	296,419
畜 産 物	4,834,287	4,702,071
ま ゆ	412	66
計	12,323,366	12,531,457

②買取販売品

該当はありません

(3) 保管事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		令和4年度	5年度
収	保 管 料	6,895	6,025
	保 管 雑 収 入	48	48
益	計	6,944	6,073
費	保 管 雑 費	974	1,345
	計	974	1,345
用	差 引	5,969	4,728

(4) 加工事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		令和4年度	5年度
収	加 工 収 益	60,792	37,512
	加 工 雑 収 入	0	-
益	計	60,792	37,512
費	加 工 費 用	42,918	29,632
	加 工 雑 費	5,477	3,425
用	計	48,396	33,057
	差 引	12,396	4,454

(5) 利用事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		令和4年度	5年度
収 益	育 苗 ・ 種 子	16,916	16,471
	カ ン ト リ ー	37,913	32,537
	リ ー ス	13,098	12,547
	そ の 他	5,557	6,595
	計	73,485	68,151
費 用	育 苗 ・ 種 子	5,209	5,651
	カ ン ト リ ー	13,035	11,393
	リ ー ス	13,098	12,547
	そ の 他	1,279	1,366
	計	32,623	30,959
差 引		40,862	37,192

(6) 指導事業収支内訳

(単位：千円)

項 目		令和4年度	5年度
収 入	指導事業補助金	2,217	2,178
	その他の収益	23,812	3,873
	計	26,030	6,052
支 出	営 農 改 善 費	22,055	1,749
	園 芸 振 興 費	629	772
	生 活 改 善 費	5,009	734
	組 織 活 動 費	290	4,689
	教 育 広 報 費	168	176
	計	28,154	8,122
差 引		△ 2,124	△ 2,069

IV 経営諸指標

1. 利 益 率

(単位：％、ポイント)

項 目	令和4年度	5年度	増 減
総資産経常利益率	0.16	0.15	-0.01
資本経常利益率	3.28	3.04	-0.24
総資産当期純利益率	0.12	0.11	-0.01
資本当期純利益率	2.44	2.23	-0.21

(注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100

3. 総資産当期純利益率

＝当期剰余金(税引後)／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

4. 資本当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：％、ポイント)

項 目		令和4年度	5年度	増 減
貯 貸 率	期 末	13.82	14.25	0.43
	期中平均	13.68	14.20	0.52
貯 証 率	期 末	1.72	1.90	0.18
	期中平均	1.73	1.98	0.25

(注) 1. 貯貸率(期 末)＝貸出金残高／貯金残高×100

2. 貯貸率(期中平均)＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100

3. 貯証率(期 末)＝有価証券残高／貯金残高×100

4. 貯証率(期中平均)＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和4年度		令和5年度	
		経過措置 による 不算入額		経過措置 による 不算入額
コア資本にかかる基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員資本の額	10,525		10,739	
うち、出資金及び資本準備金の額	1,345		1,335	
うち、再評価積立金の額	-		-	
うち、利益剰余金の額	9,200		9,430	
うち、外部流出予定額 (△)	12		12	
うち、上記以外に該当するものの額	-8		-14	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	8		10	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	8		10	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
うち、回転出資金の額	-		-	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	14		7	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	10,548		10,756	
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	2		2	
うち、のれんに係るものの額	-		-	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	2		2	
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-		-	
適格引当金不足額	-		-	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-		-	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-		-	
前払年金費用の額	5		20	
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-		-	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-		-	
特定項目に係る10%基準超過額	-		-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-		-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-		-	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-		-	
特定項目に係る15%基準超過額	-		-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-		-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-		-	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-		-	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	8		22	

(単位：百万円、%)

項 目	令和4年度		令和5年度	
		経過措置による		経過措置による
自己資本				
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	10,539		10,734	
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	66,688		66,728	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	157		157	
うち、他の金融機関等向けのエクスポージャー	-		-	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	157		157	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-		-	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	4,431		4,346	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	71,120		71,074	
自己資本比率				
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	14.81		15.10	

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成27年金融庁・農水省告示第7号）に基づき算出しております。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては、標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和4年度			令和5年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金		467	—	—	430	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け		593	—	—	593	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け		—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け		9,301	—	—	12,218	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け		—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け		—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け		—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け		—	—	—	—	—	—
地方三公社向け		—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引 業者向け		171,836	34,367	34,367	174,120	34,824	34,824
法人等向け		—	—	—	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け		4,841	3,631	1,185	4,663	3,497	1,161
抵当権付住宅ローン		1,345	470	318	1,167	408	276
不動産取得等事業向け		51	51	51	8	8	8
三月以上延滞等		54	50	49	38	37	37
取立未済手形		25	5	5	28	5	5
信用保証協会等保証付		14,269	1,426	1,411	13,651	1,365	1,351
株式会社地域経済活性化支援機構 等による保証付		—	—	—	—	—	—
共済約款貸付		—	—	—	—	—	—
出資等		552	552	552	552	552	552
(うち出資等のエクスポージャー)		552	552	552	552	552	552
(うち重要な出資のエクスポージャー)		—	—	—	—	—	—
上記以外		15,130	29,012	28,589	14,906	28,794	28,352
(うち他の金融機関等の対象資本等 調達手段のうち対象普通出資当及 びその他外部TLAC関連調達手段に 該当するもの以外のものに係るエ クスポージャー)		—	—	—	—	—	—
(うち農林中央金庫または農業協同 組合連合会の対象資本調達手段に 係るエクスポージャー)		9,197	22,994	22,994	9,197	22,994	22,994
(うち特定項目のうち調整項目に参 入されない部分に係るエクスポ ージャー)		57	143	143	60	152	152
(うち総株主等の議決権の百分の十 を超える議決権を保有している他 の金融機関等に係るその他外部 TLAC関連調達手段に関するエク スポージャー)		—	—	—	—	—	—

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和4年度			令和5年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	5, 875	5, 875	5, 451	5, 647	5, 647	5, 205
証券化	-	-	-	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-
(うち非STC要件適用分)	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
(うちルクスルー方式)	-	-	-	-	-	-
(うちマंडレート方式)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	157	-	-	157
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(Δ)	-	-	-	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	218, 002	69, 569	66, 688	221, 950	69, 569	66, 688
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計(信用リスク・セットの額)	218, 469	69, 569	66, 688	222, 380	69, 494	66, 728
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
	4, 431		177	4, 346		173
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 c		所要自己資本額 d=c×4%	リスク・アセット等(分母)計 c		所要自己資本額 d=c×4%
	71, 120		2, 845	71, 074		2, 842

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接生産参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

(粗利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

÷8%

3. 信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当J Aでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみを使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

- ・株式会社格付投資情報センター (R & I)
- ・株式会社日本格付研究所 (J C R)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (M o o d y' s)
- ・S & P グローバルレーティング (S & P)
- ・フィッチレーティングスリミテッド (F i t c h)

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody' s, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody' s, JCR, S&P, Fitch	

②信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業務別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

項 目		令和4年度				令和5年度			
		信用リスクに				信用リスクに			
		関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー
法人	農 業	846	846	-	8	819	819	-	7
	林 業	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	20	20	-	20	17	17	-	17
	鉱 業	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	522	-	-	-	2,095	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	6	6	-	-	4	4	-	-
	日本国政府・地方公共団体	9,895	6,097	3,798	-	12,812	8,513	4,299	-
	上記以外	14,388	1,154	-	0	14,560	1,014	-	0
	個 人	20,327	20,327	-	127	19,381	19,381	-	103
その他		172,564	1,285	-	-	172,785	1,285	-	-
業種別残高計		218,571	29,738	3,798	156	222,476	31,035	4,299	129
残存期間別	1年以下	168,175	323	-		169,289	138	-	
	1年超3年以下	677	677	-		731	531	200	
	3年超5年以下	1,037	837	200		1,427	1,126	300	
	5年超7年以下	1,489	1,189	300		2,159	2,159	-	
	7年超10年以下	4,116	4,116	-		3,131	2,830	300	
	10年超	24,370	21,072	3,297		26,449	22,950	3,498	
	期限の定めのないもの	18,704	1,520	-		19,286	1,297	-	
	残存期間別残高計	218,571	29,738	3,798		222,476	31,035	4,299	

（注）

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほかコミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残高も含めています。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
4. 当組合では、国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

項 目		令和4年度						令和5年度					
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
一般貸倒引当金		7	8	-	7	8		8	10	-	8	10	
個別貸倒引当金		111	102	1	110	102		102	95	-	102	95	
法人	農 業	3	5	-	3	5	-	5	7	-	5	7	-
	林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	23	20	-	23	20	-	20	17	-	20	17	-
	鉱 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱 供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲 食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記以外	1	0	-	1	0	-	0	0	-	0	0	-
	個 人	82	75	1	81	75	-	75	69	-	75	69	-
業種別計		111	102	1	110	102	-	102	95	-	102	95	-

(注) 当組合では、国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

④信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

項 目		令和4年度			令和5年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク 削減効果勘案 後残高	リスク・ウェイト0%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト2%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト10%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト20%	-	34,372	34,372	-	34,829	34,829
	リスク・ウェイト35%	-	318	318	-	276	276
	リスク・ウェイト50%	-	12	12	-	7	7
	リスク・ウェイト75%	-	1,185	1,185	-	1,161	1,161
	リスク・ウェイト100%	-	6,224	6,224	-	5,935	5,935
	リスク・ウェイト150%	-	25	25	-	18	18
	リスク・ウェイト250%	-	23,137	23,137	-	23,146	23,146
その他		-	1,411	1,411	-	1,351	1,351
リスク・ウェイト1250%		-	-	-	-	-	-
計		-	66,688	66,688	-	66,728	66,728

- (注)1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。
なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又は、クレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

〔記載例〕

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」に定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	適格金融 資産担保	保 証	適格金融 資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	-
法人等向け	-	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	8	3,643	6	3,593
抵当権住宅ローン	-	958	-	840
不動産取得等事業向け	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-
上記以外	-	529	-	553
合 計	8	5,132	6	4,986

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

①出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

〔記載例〕

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①系統及び系統外出資、②子会社及び関連株式会社に区分して管理しています。

①系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めている、系統外出資についても同様の対応を行っています。

②子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当ＪＡの事業のより効率的運用を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月敵機能的な連絡会議を行う等適切な業務把握に努めています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を、②子会社及び関連会社株式については取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

※子会社及び関連会社株式が無い場合は該当箇所を削除すること。

②出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表 計上額	時価評価額	貸借対照表 計上額	時価評価額
上 場	-	-	-	-
非上場	8,464	8,464	8,464	8,464
合 計	8,464	8,464	8,464	8,464

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和4年度			令和5年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：百万円)

令和4年度		令和5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

⑤貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等） 開示対象となる取引はありません。

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

開示対象となる取引はありません。

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	-	-
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	-	-

9. 金利リスクに関する事項

①金利リスクの算定手法の概要

〔記載例〕

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当ＪＡでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理要領」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続は以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当ＪＡでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当ＪＡは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

- ・当ＪＡでは、経済価値ベースの金利リスク量（ $\angle$ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の３シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。
- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定額貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローを含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 $\angle$ EVEおよび $\angle$ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

②金利リスクに関する事項

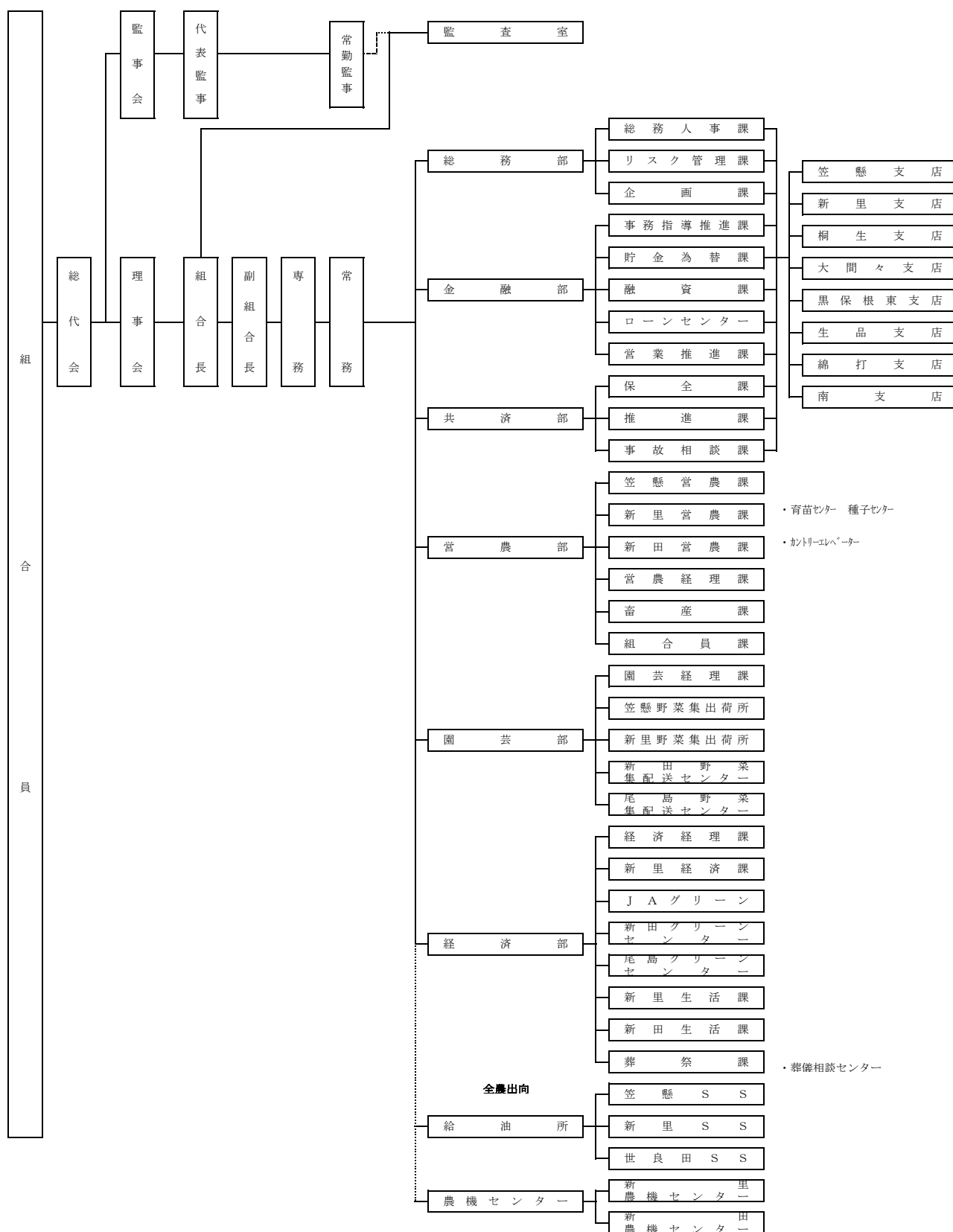
(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方平行シフト	585	353	65	－
2	下方平行シフト	－	－	38	33
3	スティープ化	837	685		
4	フラット化	－	－		
5	短期金利上昇	－	－		
6	短期金利低下	193	157		
7	最大化	837	685	65	33
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	10,734		10,539	

【JAの概要】

1. 組織機構図

令和6年4月1日現在



※関連施設 Aコープ笠懸店・新田店 JAファーマーズブレイス 焼肉あぐり新田庵

2. 役員一覧

(令和6年2月現在)

区 分			氏 名	摘 要
役 職 名	常勤・非常勤の別	代表権の有無		
組 合 長 理 事	常 勤	有	大 澤 孝 志	認定農業者
副組合長理事	非 常 勤	無	新 井 順 一	認定農業者
専 務 理 事	常 勤	有	橋 本 達 男	認定農業者
常 務 理 事	常 勤	無	星 野 宏 之	営農経済担当・実践的能力者
常 務 理 事	常 勤	無	保 坂 和 久	金融担当・実践的能力者
常 務 理 事	常 勤	無	別 井 俊 倫	総務担当・実践的能力者
理 事	非 常 勤	無	高 野 光 和	認定農業者
理 事	非 常 勤	無	岩 崎 康 博	認定農業者
理 事	非 常 勤	無	中 島 篤	認定農業者
理 事	非 常 勤	無	齊 藤 章 弘	
理 事	非 常 勤	無	内 田 達 夫	
理 事	非 常 勤	無	田 村 芳 美	認定農業者
理 事	非 常 勤	無	田 中 茂 雄	
理 事	非 常 勤	無	大澤はるみ	女性
理 事	非 常 勤	無	清 水 照 夫	認定農業者
理 事	非 常 勤	無	山 形 芳 生	
理 事	非 常 勤	無	八 代 由 子	女性
理 事	非 常 勤	無	天 田 一 彦	認定農業者
理 事	非 常 勤	無	石 原 孝 志	認定農業者
理 事	非 常 勤	無	丸 山 忠	認定農業者
理 事	非 常 勤	無	小堀ゆり子	女性
理 事	非 常 勤	無	山 田 弘 之	認定農業者
代 表 監 事	非 常 勤		新 井 茂 夫	
常 勤 監 事	常 勤		池 崎 茂	実務精通者
監 事	非 常 勤		古 郡 静 雄	
監 事	非 常 勤		藤 生 定 雄	
監 事	非 常 勤		檜 原 孝	員外

3. 会計監査人の名称

みのり監査法人(令和6年2月現在) 所在地 東京都港区芝5丁目29番11号

4. 組合員数

(単位：人、団体)

資 格 区 分		令和4年度	5年度	増減
正組合員	個 人	3,674	3,581	△ 93
	法 人			
	農事組合法人	1	1	0
	その他の法人	63	66	3
准組合員	個 人	11,665	11,554	△ 111
	農業協同組合	0	0	0
	農事組合法人	1	1	0
	その他の団体	59	58	△ 1
合 計		15,463	15,261	△ 202

5. 組合員組織

令和6年2月末現在

組 織 名			構成員数	組 織 名			構成員数
地区共通	野菜集出荷所運営委員会		34 人	に つ た 地 区	農業振興連絡協議会		480 人
	農業者労災保険加入組合		188 人		青年部		33 人
	畜産クラスター協議会		19 人		新田女性の会		151 人
	群馬県東部和牛改良組合		28 人		カントリーエレベーター運営委員会		14 人
	共済代理店協力会		41 人		園芸振興協議会※		42 人
み ど り 地 区	共 通	青年部	106 人		青色申告会		223 人
		女性部	137 人		尾島大和芋研究会		13 人
		酪農部	5 人		畜産部会		17 人
		繁殖和牛部	14 人		養豚部会		2 人
		養豚部	5 人		肉牛肥育部会		12 人
		農業青色申告会	234 人		酪農部会		3 人
		東毛きのこ生産者連絡協議会	18 人				
		タラノギ生産組合	10 人				
		みどり市牛検組合	8 人				
		インショップ産直部会	45 人				
	笠 懸	農業振興連絡協議会	846 人				
		園芸組合連絡協議会※	18 人				
		畜産連絡協議会	10 人				
		米麦連絡協議会	9 人				
		ハウス園芸部	147 人				
		果樹園芸組合	16 人				
	新 里	農業振興連絡協議会	230 人				
		米麦採種部	25 人				
	桐生	農業振興連絡協議会	82 人				

(注) 当組合の組合員組織を記載しています。
※組織の集合体の為、組織代表者数を記載しています。

6. 特定信用事業代理業者の状況

該当する事項はありません

7. 地区一覧

- 群馬県みどり市
- 群馬県桐生市
- 群馬県太田市
- 群馬県伊勢崎市境平塚

8. 店舗一覧

(令和6年6月現在)

店 舗 名	住 所	電 話 番 号	CD ・ ATM 設 置 台 数
本店・笠懸支店	みどり市笠懸町鹿235-2	0277-30-8511・76-2511	2 台
新里支店	桐生市新里町小林108-1	0277-74-8321	1 台
桐生支店	桐生市琴平町5-12	0277-46-2111	1 台
大間々支店	みどり市大間々町大間々1524	0277-72-2323	1 台
黒保根東支店	桐生市黒保根町水沼26-7	0277-96-2121	1 台
生品支店	太田市新田村田町788-3	0276-57-1015	1 台
綿打支店	太田市新田大根町951-1	0276-57-1043	1 台
南支店	太田市新田木崎町391-1	0276-56-1013	1 台

店舗外ATM設置台数 8 台

- みどり市笠懸庁舎前ATM
- みどり市東庁舎前ATM
- みどり地区ローンセンターATM
- 尾島ATM
- 世良田ATM
- Aコーププレイス店ATM
- Aコープ新田店ATM
- ジョイフル本田店ATM

9. 沿革・歩み

年 月 日	処 理 事 項
平成23年 3 月 1 日	新田みどり農業協同組合発足
平成23年11月28日	世良田支店新築オープン
平成24年 3 月31日	綿打給油所閉鎖
平成24年 9 月24日	新田支店を生品支店に統合
平成24年11月19日	第39回 J A群馬県大会において、「群馬県農業協同組合大会優良組合表彰」、「信用事業優秀組合表彰」、「経済事業優秀組合表彰」、「共済事業総合優績組合表彰」を受賞
平成24年12月10日	黒保根支店と勢多東支店を統合し黒保根東支店新築オープン
平成24年12月11日	移動販売車による移動販売開始
平成25年 2 月28日	子会社である有限会社マルイチファーム解散
平成25年 4 月 1 日	地域本部制を廃止し事業本部制に機構改革
平成25年 6 月30日	生品給油所閉鎖
平成25年 8 月23日	みどり市と地域活性化包括連携協定締結
平成25年10月 2 日	桐生市と地域活性化包括連携協定締結
平成25年12月 9 日	生品支店新築オープン
平成25年12月11日	J A群馬県大会実践集会において、「信用事業最優秀組合表彰」、「経済事業最優秀組合表彰」を受賞
平成25年12月24日	桐生市と災害時における物資の供給協力に関する協定締結
平成26年 2 月14日	記録的な降雪により、農業施設等に甚大な被害が出る
平成26年12月10日	J A群馬県大会において、「信用事業優秀組合表彰」、「経済事業優秀組合表彰」を受賞
平成27年 1 月21日	臨時総代会が開催され、役員定数が削減される
平成27年11月19日	J A群馬県大会において、「信用事業優秀組合表彰」、「経済事業最優秀組合表彰」、「共済事業総合優績組合表彰」を受賞
平成29年 3 月11日	新川支店を新里支店に統合
平成29年 6 月 1 日	みどり地区ローンセンターオープン
平成29年 6 月29日	J Aバンク群馬より「信用事業優秀組合表彰」、全農群馬県本部より「経済事業優秀組合表彰」を受賞
平成29年 8 月31日	介護センターきざき閉鎖
平成30年 2 月 9 日	新田グリーンセンター移転新築
平成30年 6 月28日	全農群馬県本部より「経済事業優秀組合表彰」を受賞
平成30年 8 月 1 日	世良田野菜集配送センターを尾島野菜集配送センターに統合
令和元年 6 月27日	全農群馬県本部より「経済事業優秀組合表彰」を受賞
令和 2 年 2 月29日	旅行センター廃止
令和 2 年 3 月31日	移動販売車による移動販売の廃止
令和 2 年 8 月31日	広沢直売所廃止
令和 3 年11月15日	木崎・尾島・世良田支店を統合し南支店として新築オープン